
関 市 景 観 計 画

(改定版)

平成27年3月策定

(令和8年●月改定)

目 次

第1章	関市の景観	1
1.	景観計画策定の背景	1
2.	景観計画策定の目的	1
3.	景観計画の位置づけ	2
4.	関市の景観構造と景観特性	3
第2章	景観計画区域	8
1.	景観計画区域	8
2.	重点地区	8
第3章	良好な景観の形成に関する基本方針	16
1.	基本理念	16
2.	良好な景観の形成に関する基本目標と基本方針	17
3.	景観エリア別の基本方針	18
第4章	良好な景観形成のための行為の制限	24
1.	届出・勧告制度	24
2.	市全域の行為の制限	25
3.	重点地区の行為の制限	31
第5章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	32
1.	景観重要建造物の指定の方針	32
2.	景観重要樹木の指定の方針	35
3.	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手順	38
第6章	屋外広告物に関する基本的な事項	39
1.	現行の屋外広告物の制限について	39
2.	屋外広告物の制限に関する基本的な事項	40
第7章	景観重要公共施設に関する基本的な事項	42
1.	景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方	42
2.	景観重要公共施設の指定方針	42
3.	景観重要公共施設の整備に関する事項	42
第8章	景観まちづくりの促進	44
1.	重点地区への移行と拡大	44
2.	景観まちづくり	46
3.	市民・事業者による自主的な景観まちづくり促進への支援	48

資料編

資料 1 上位関連計画等

資料 2 関市の景観百選

資料 3 用語の定義

第1章 関市の景観

1. 景観計画策定の背景

本市は、日本列島のほぼ中心に位置し、清らかな水と美しい緑に囲まれた自然豊かなまちです。古くから日本刀の産地として知られる「刃物のまち」で、その技術や工法は脈々と受け継がれ、世界に誇る産業資源となっています。また、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点に位置しており、地の利を活かし、産業都市として発展しています。山間部は美しい自然を満喫できるキャンプ場や自然公園などが整備され、美しい自然環境が守られており、ゆとりとやすらぎを感じることができる自然景観が広がっています。

平成17年に景観法が全面施行され、全国各地で地域特性を活かした景観まちづくりに対する支援・啓発する「景観計画」の策定が推進されてきました。このような背景のもと、本市では平成24年5月1日に景観法第7条第1項に基づく景観行政団体になり、良好な景観まちづくりを目指して市全域を対象とした「景観計画」の策定を行い、これまでの本市の自然、歴史、文化など特徴ある景観の保全と形成に努めてきました。

景観計画の策定から10年以上が経過し、様々な景観形成要素の変化や各地域において景観に関するまちづくりの取組みや調査が進められています。これらの取組みで得られた課題や意見を踏まえ、本市の良好なまちなみ景観の形成、そして自然、歴史、文化資源を活かした「関市らしい景観まちづくり」をさらに推進していくため、この度、「関市景観計画」の改訂を行います。

2. 景観計画策定の目的

風景とは、自然と人々の営みが織り成す光景であり、「与えられるもの」、「人の手が入らないもの」といった受動的な性質を持っています。一方で、景観は風景を背景に、「人が努力すること」や「人と人が協働して景観まちづくりに取り組むこと」といった積極的な性質を持つものと考えられています。

そのため、景観形成においては人々が主役となり、誰が形成に関わるのか、誰と誰が協力するのかといった人々のつながりや価値観が重要な要素となります。

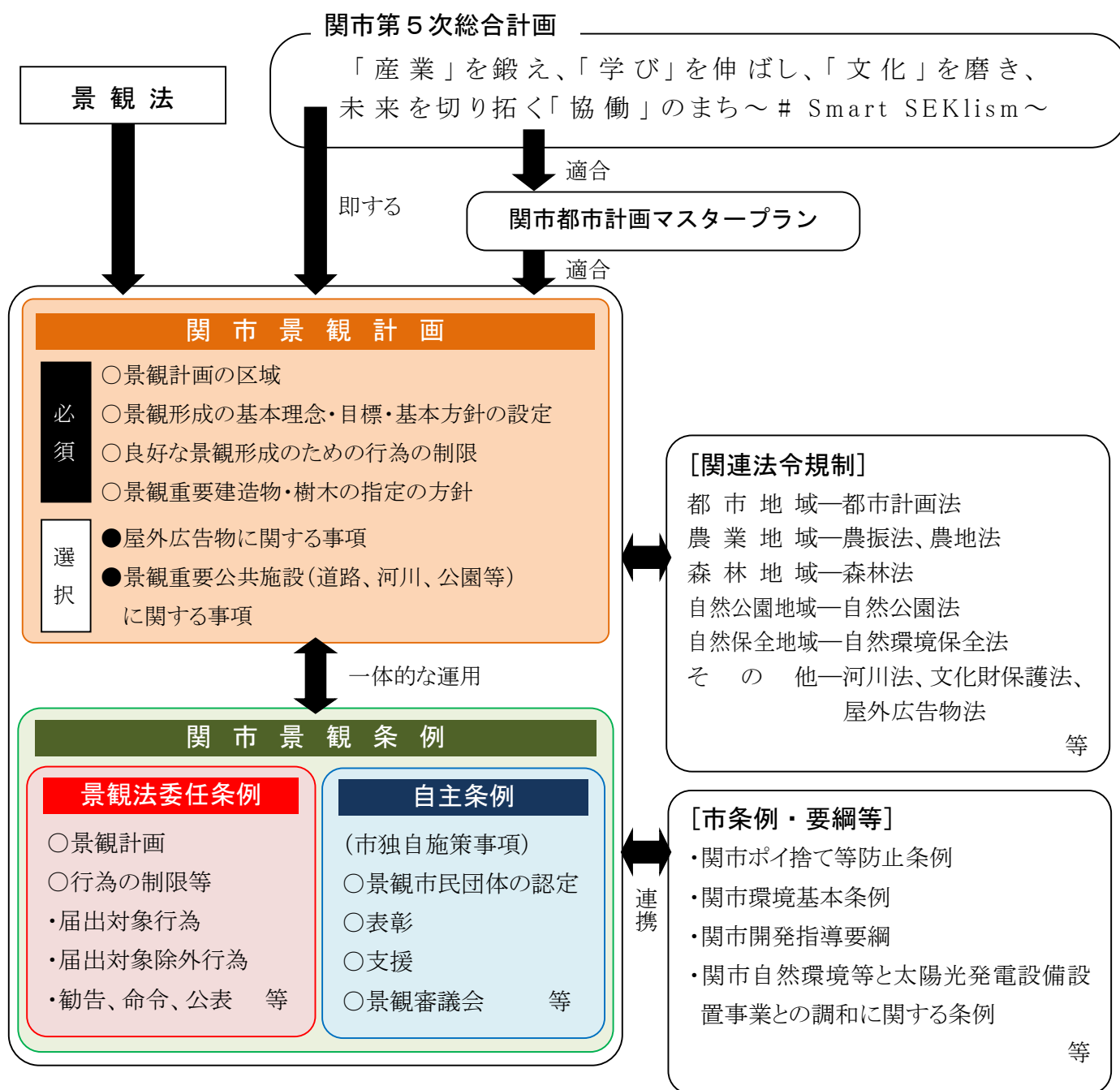
本計画は、市民、事業者、行政が協働して景観まちづくりに取り組むことで、地域コミュニティの形成を促進し、地域固有の魅力を高めることで市民が誇りと愛着が持てる、そして多くの人々に選ばれる美しく魅力的なまちをつくることを目的としています。

3. 景観計画の位置づけ

「関市景観計画」は、景観法第8条第1項に規定されている「景観計画（良好な景観の形成に関する計画）」として策定したものであり、景観行政団体としての市、市民及び事業者の協働による「景観まちづくり」を進めていくための基本的な計画です。

策定にあたっては、これまで実施してきた景観に関する各種取り組みや関連法令等と連携を十分に考慮しています。

[景観計画と景観条例の関係]



4. 関市の景観構造と景観特性

(1) 関市の景観構造

本市の景観は山や川といった地形が連なり、その地形の上に歴史や文化が重ねられ、街道や集落、市街地等の景観構造となっています。

本市を西ウイング、東ウイング、そして市街地の3つのエリアに分けてみると、関市の景観構造・景観断面のとおりに、地形による標高に大きな差がみられます。西ウイングは1,000m級の山なみがみられ、そこを流れる板取川は上流で渓谷をつくり、長良川に注ぎます。東ウイングは300～500m級の山なみで、そこから流れる津保川は蛇行しながら同じく長良川に注ぎます。地形の違いが両ウイングの景観の違いにつながっており、西ウイングは川と道そして家並みが近い景観がみられますが、東ウイングは川に沿って田畑があり、そして集落となり、広がりのある農村集落の景観を有しています。市街地では長良川、津保川、武儀川がゆったりと流れ、田園が広がり集落と市街地を形成しており、その向こうに100～300m級の小山に囲まれる景観が形成されています。



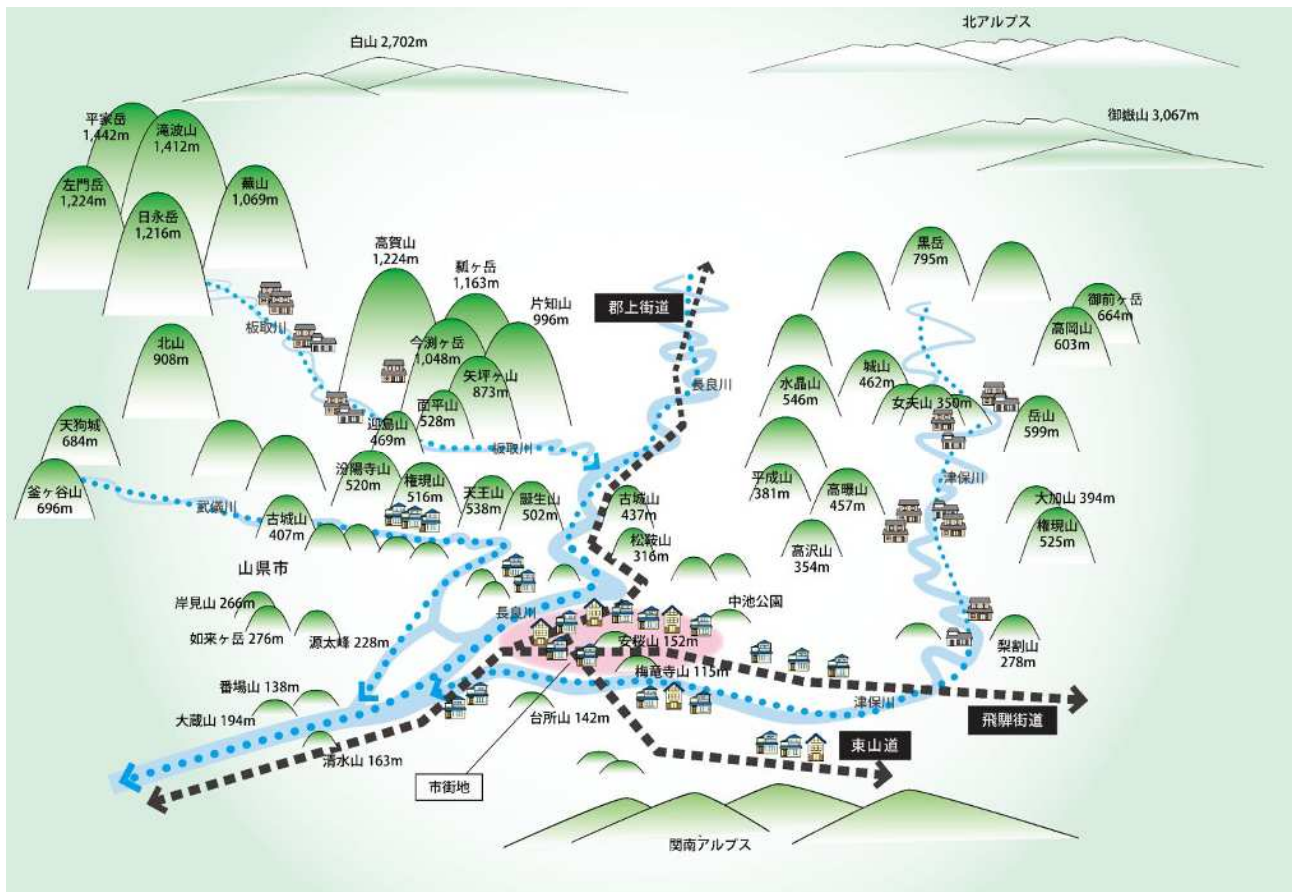
関市の景観エリア

時間軸からみる関市の景観

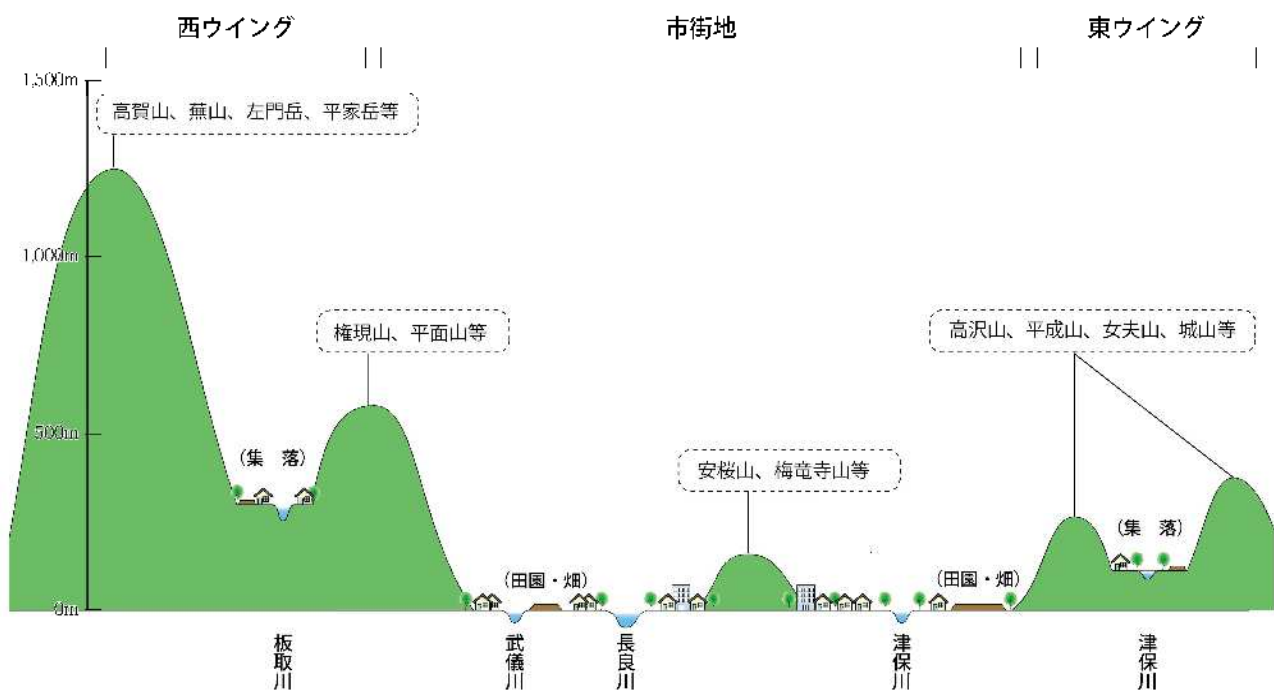
本市の景観資源は多様で豊かな山や川の自然が基軸となり、時間と時代の展開と繰り返しのなかで、今日に継承されてきています。古代には大和中央に対する地方官衙が設置される等、地方の豪族らの活躍とそれらを記録するもの、鎌倉・室町時代（武士の時代）を迎えてこの地は注目すべき記録が景観資源となっています。江戸時代以降は関鍛冶から刃物産業（手工業産業）が発展していく過程であり、産業のまちとしての記録は、鎌倉時代に大和から移住してきた刀匠たちによって春日大社の分霊を祀った春日神社や、近年の関鍛冶伝承館に残されています。

	西ウイング	市街地	東ウイング
	高賀山 高賀渓谷	板取川 川瀬渓谷	武儀川 長良川 安楽山 関南アルプス
古代			津保川
中世	高賀神社 株杉	武芸八幡宮 汾陽寺 小瀬親銅	彌勒寺跡 曉堂寺 関鍛冶 新長谷寺 春日神社 本町通り 大門に通り 本木
近世		門空人定塚	関善光寺 名無木 三十三観音塔
近代		花馬まつり・ 武芸八幡神社 各務用水取水口 長良川の渡し舟	関川の桜 吉田川の桜
現代	洞戸円空記念館 高賀神社水庵 アジサイロード 21世紀の森公園 板取温泉「ゲイム」	寺地ヶ原 千本桜公園 鮎之瀬大橋 道の駅むすび川	関鍛冶伝承館 刃物会館 濃州関所茶屋 長良川鉄道 吉田神社 中池公園 百年公園 上之保温泉ほろえみの湯 平成こぶし街道 道の駅 平成

[関市の景観構造・景観断面]



景觀構造図

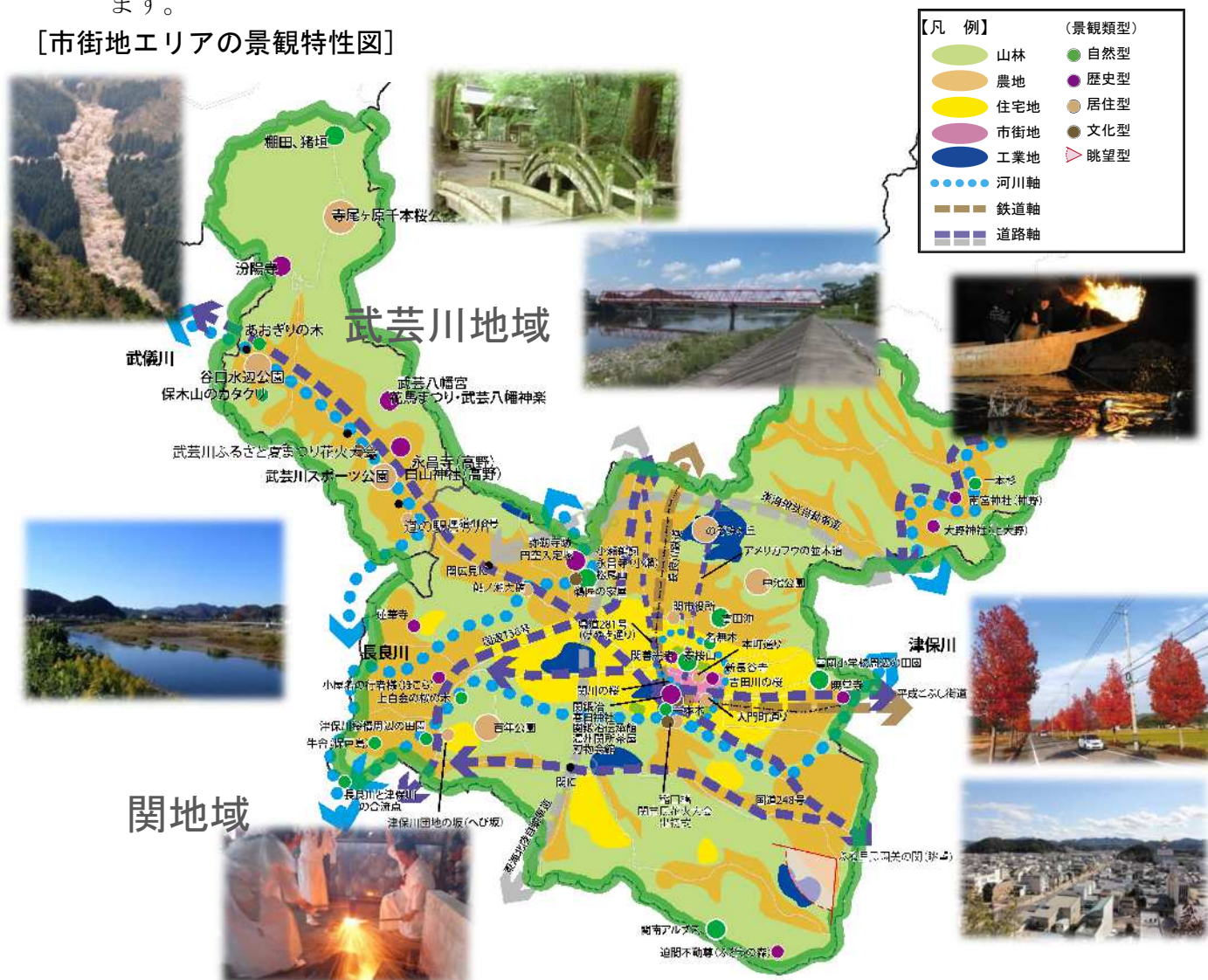


景觀断面図

(2) 市街地、東ウイング、西ウイングの景観特性

市街地、東ウイング及び西ウイングでは、それぞれの特徴的な景観特性を有しています。

[市街地エリアの景観特性図]



- 長良川を舞台とする小瀬鵜飼、弥勒寺跡等、長良川沿いには古代から政治・経済・文化を記録する景観が多く残っており、それらは本市を代表する景観となっています。
- 関地域には、鎌倉時代の関鍛冶の誕生から伝統技能が現代の産業に受け継がれ、テクノハイランド等の工業地が立地する等“ものづくりのまち関”を象徴づける産業景観に特徴があります。
- 市街地中心部には、中世から残る街道や長大な短冊形地割、寺社等がみられ、地域住民の生活や生業から都市形成を物語る景観が残されています。また、古町遺跡をはじめとする鍛冶に関わる歴史資源や、700年の歴史を誇る刀鍛冶の技術といった文化資源が存在し、「刃物のまち」を象徴する地域固有の景観を有しています。
- 安桜山や関南アルプス等、中心市街地や住宅地等を囲むように低層の山なみが背景となっています。中心部には関川や吉田川等の河川が流れ、その周囲には吉田沖等の豊かな農地が平地に広がる等、水と緑に囲まれた良好な景観を有しています。
- 本市は中世から東西文化や物流の要衝にあり、本町通り等の歴史ある街道の景観や、高速道路や幹線道路等の新しい沿道景観が形成されています。寺尾ヶ原千本桜公園等の公園や、アメリカフウの並木道、けやき通り、武芸川沿いの国道418号等は多くの市民や来訪者が目にする道路であり、まちに潤いを与えています。
- 武芸八幡宮等の神社やお寺、古木等は各地に広くみられ、地域のシンボリックな景観となり、地域住民の身近な景観として守られています。

〔西ウイングエリアの景観特性図〕

【凡 例】	(景観類型)
	山林
	農地
	住宅地
	市街地
	工業地
	河川軸
	鉄道軸
	道路軸
	自然型
	歴史型
	居住型
	文化型
	眺望型



板取地域



- 古来から庶民の敬崇を集めてきた高賀山信仰等、地域の風土、歴史や文化が漂う景観が特徴となっています。
- 高賀山や高賀溪谷、川浦溪谷、板取川、株杉、名もなき池（通称：モネの池）等の自然から景勝地がつくられ、その豊かな自然に囲まれた山あいの暮らしが表れ、多くの人を魅了する癒しのある景観が形成されています。
- 山や川等の美しい自然に囲まれた場所を求めて、川遊び、釣り、キャンプ等多様なレクリエーションの場が形成されており、その自然と人との共生、人と人との交流が生まれる景観がみられます。
- 美しい自然景観とつりあう「アジサイロード」、桜やさるすべり等花づくりが行われ、地域住民による積極的な景観形成がみられます。



洞戸地域



[東ウイングエリアの景観特性図]



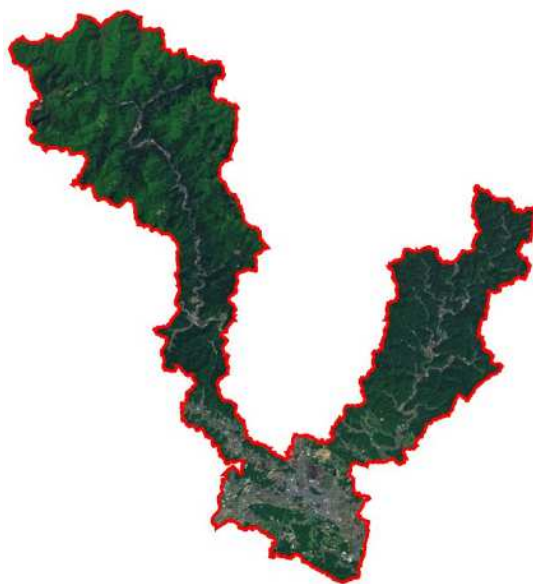
- 津保川の流れる自然美や、鎌倉時代の建立とされる多宝塔、美濃清水といわれる高澤観音（大日山日龍峰寺）等の荘厳な歴史的空間が守り継がれています。
- 先人から大切に守られてきた三十三観音塔、道祖神等の石仏は、古くから住民の心のよりどころとなる景観として今も残されています。
- 「デカ木住宅」による地域材の利用や、しいたけのホダ木等、里山とのかかわりの深い生業の見える景観に特徴がみられます。
- 山あいの水田や、茶畑の棚田等、地域の暮らしを感じる農村景観がみられます。
- 多くの人が目にする平成こぶし街道、上之保温泉ほほえみの湯には、四季折々の景観が楽しめ、ゆとりと潤いを感じられる眺望景観を有しています。

第2章 景観計画区域

1. 景観計画区域

本市の景観は、山や川等の自然による景観が基礎となっており、その範囲は市全域に渡ります。また、本市は都市と農山村の両面をもち、その関係は景観を考える上では切り離すことはできません。

したがって、市全域を景観計画区域とします。



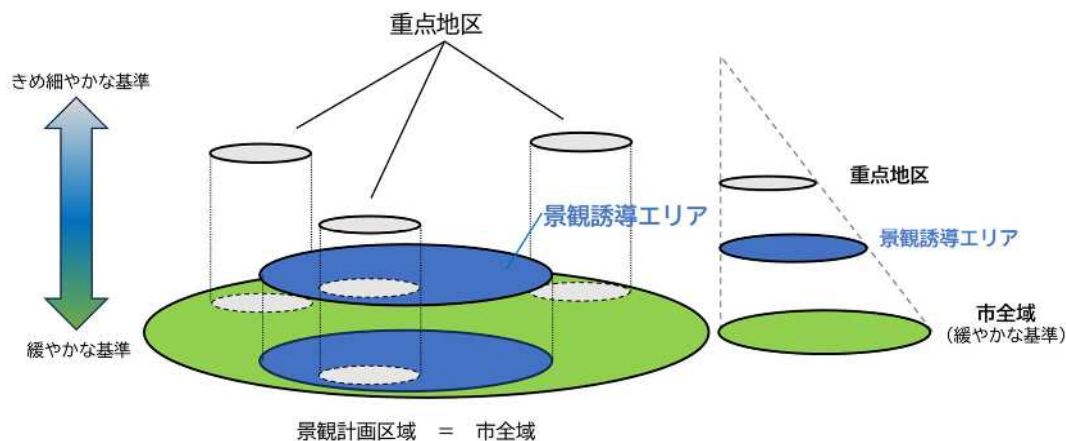
景観計画区域の範囲（市全域）

2. 重点地区

(1) 重点地区

本市の景観は、地域によって多様であり、景観形成には全市的な景観の質の底上げをするとともに、本市の地域の魅力をさらに向上させ、重点的な景観形成をバランスよく取り組んでいくことが重要です。したがって、本市の良好な景観を形成し、将来の世代に引き継いでいく上で、景観まちづくりを重点的に実施する地区を「重点地区」として市が指定します。

なお、景観法において景観計画区域を定めることは、必須事項となっていますが、重点的に景観形成を図る地区は、景観行政団体が独自に定めるものとされており、地域の実情に沿った運用をしていきます。さらに、本市では、景観誘導エリアを設定し、地域住民の合意形成が図られた地区を重点地区に格上げする独自の運用を行います。



重点地区の指定のイメージ

- **重点地区の必要性**

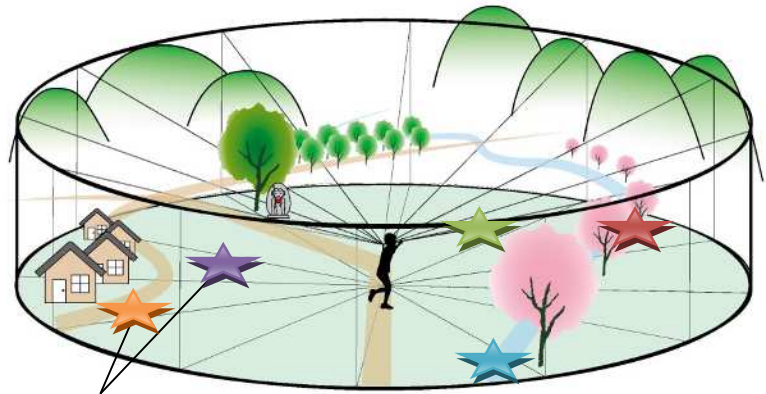
重点的に景観形成を図る地区として、全市的な景観水準を向上させるために先導的役割を果たすモデル地区を定めることで、市民の景観形成活動を誘導し、景観意識の向上や機運を高めることが有効です。

- **重点地区の種別**

本市においては、景観資源の特徴から重点地区を次の3種類に区分します。

重点地区（面的） ・ ・ ・ 面的な景観形成が望まれる地区

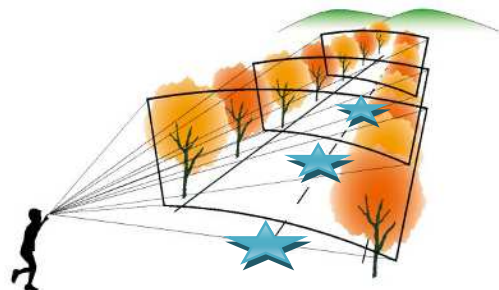
多様な景観資源が集積し、面として景観形成が望まれる地区とします。



景観資源

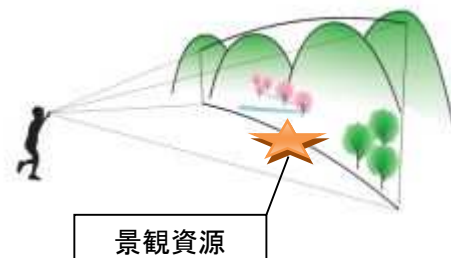
重点軸（軸的） ・ ・ ・ 軸的な景観形成が望まれる地区

道路や河川等、連続性のある軸として景観形成が望まれる地区とします。



重点眺望拠点（点的） ・ ・ ・ 点的な景観形成が望まれる地区

良好な景観資源をながめる視点を特定でき、点として景観形成が望まれる地区とします。



景観資源

(2) 重点地区の展開について

重点地区においては、地域住民や事業者の参画を考慮し、「景観」と「まちづくり」を組み合わせた景観まちづくり事業の推進が求められます。

重点地区が持つ景観的・人的資源などの潜在的な特性や強みを活かし、景観まちづくり事業を展開することで、地域の課題やニーズに対応していきます。



「官民連携により景観まちづくり」の紹介

●遊休不動産の利活用によるまちなみ景観の保全

市街地中心部では空き家や空き店舗が増加し、まちの魅力低下が懸念されます。

このような状況において、令和5年度から市街地中心部の空き店舗や空き家等に店舗が出店し、かつてのようなお店が立ち並び人々が行き交うまちの風景をつくり出すマルシェを官民が連携し開催しています。

今後は、物件所有者と出店希望者のマッチングを図り、遊休不動産の利活用によるまちなみ景観の保全に継続的に取り組みます。



(3) 重点地区候補地の選定の考え方

重点地区は、次の3つの考え方から選定します。重点地区は景観計画の策定後でも、地区住民の合意形成が図ることができれば順次に追加して指定することができるものとし、段階的に指定していくことを目指します。

そのため、特に本市において地域固有の景観を有する地区については、重点地区候補地として、重点地区の指定に向けた取り組みを継続していきます。

選定の考え方

考え方① 本市の魅力を向上させる地区

- ・景観写真募集等の「関市を代表する景観、誇りに思う景観」、「好きな景観」から抽出

考え方② 市民による景観まちづくりの実績のある地区

- ・景観まちづくりに取り組む住民組織がある

考え方③ 景観まちづくりのモデルとして適した先進的な地区

- ・関市が政策として景観形成を実施（実施予定を含む）する地区を抽出



重点地区に想定される候補地（32 地区を選定）

上記の考え方にあてはまる景観資源から 32 地区を選定しました。

（「重点地区に想定される候補地一覧（P.15）」を参照）



重点地区候補地（8 地区を選定）

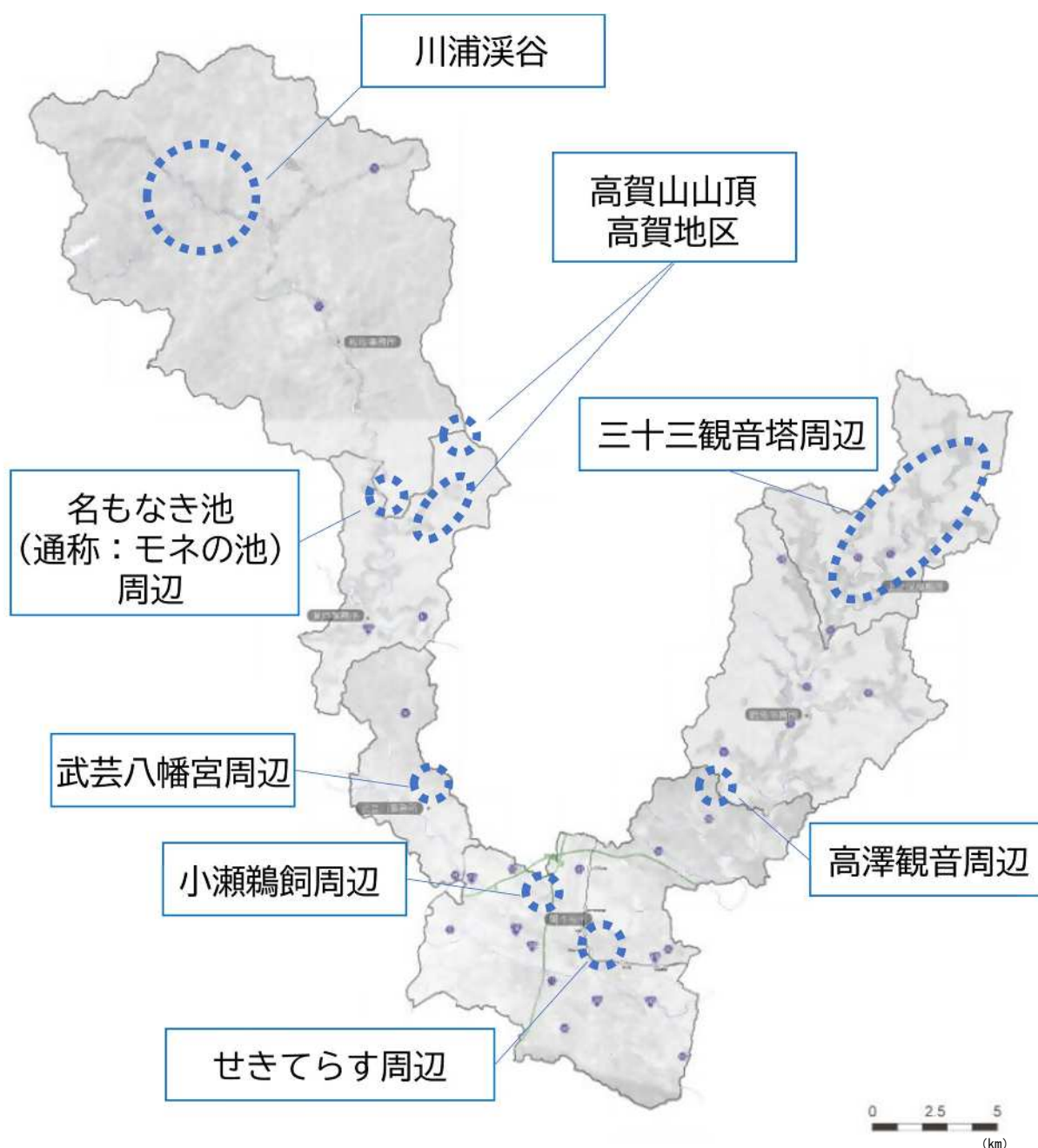
住民の景観まちづくりの取り組みとして既に住民組織の基盤がある地区や、優先的に実施する地区を抽出し、以下の 8 地区を重点地区候補地を選定しました。

市街地ゾーン	西ウイングゾーン	東ウイングゾーン
小瀬鵜飼周辺 せきてらす周辺 武芸八幡宮周辺	高賀地区・高賀山山頂 川浦溪谷 名もなき池 （通称：モネの池）周辺	高澤観音周辺 三十三観音塔

(4) 重点地区候補地（8 地区）

重点地区の具体的な候補地は、(3) に示した選定の考え方及び本市の景観形成における重要性を鑑みて、以下の 8 地区とします。

これら候補地については、地域住民や関係機関等の意向を十分に考慮し、重点地区の指定に向けた環境が整った地区から順次、指定に向けた検討を進めていきます。また、重点地区の指定にあたっては、地域の状況に応じた柔軟な行為の制限等を検討し、重点地区への移行を円滑にすすめるための展開を図ります。



重点地区候補地（8 地区）

[重点地区候補地（8 地区）の選定理由]

候補地	選定理由	
小瀬鵜飼周辺	本市を代表する観光地であり、自然公園に指定されている長良川の豊かな自然とともに、小瀬鵜飼、弥勒寺跡、円空等の景観資源があり、全国的に評価をうける自然と歴史・文化が調和する地区である。現在は、弥勒寺を中心に遺跡公園として活用をしています。	
せきてらす周辺	「刃物のまち関」を象徴する地区であり、また古来から東西交通の要衝「濃州関」として発展してきた。伝統産業から近代産業にわたって本市の魅力を発信する上で重要な拠点を回廊として巡ることができる地区である。	
武芸八幡宮周辺	武芸八幡宮は、関の「山見の聖軸（山をみる視線の確保）」の構造、鎮守の森の原型となる地区で信長親子の「安堵状」が残る等、関の歴史ある景観が残る地区でもある。その参道では、4月中旬の祭礼に勇壮な花馬まつりが行われ、文化的なまつり景観も有する地区である。 これまで武芸八幡宮を守り継いできた氏子や八幡自治会により守られている。	
高賀地区 ・ 高賀山山頂	<高賀地区> 高賀山のふもとに位置する高賀神社から板取川支流の高賀川に沿ってのどかな集落が形成されている。高賀溪谷の豊かな自然景観の保全とともに、高賀山と高賀神社、参道となる集落景観が一体となった地区である。 高賀自治会では高賀神水庵を運営する等、地域活性化に向けた住民組織により守られている。 <高賀山山頂> 高賀山は、自然公園に指定された緑豊かな自然が残され、古来から庶民の敬崇を集めてきた高賀山信仰、白山信仰の眺望景観を有する。 住民から高賀山山頂からの 360 度の景観を保全する要望がある。	 

候補地	選定理由	
川浦溪谷	全長約7kmにおよぶ断崖の溪谷は、その荘厳さとは対照的に春の岩つつじや秋の紅葉等の美しい景観を有している。人を寄せ付けない神秘的な市内随一の景勝地である。 本市を代表する景観として、将来に渡って住民と協働により、見ることによる眺望景観を保全していくことが求められる。	
名もなき池 (通称：モネの池) 周辺	通称「モネの池」は、根道神社境内にある湧水地であり、高い透明度と睡蓮が生む絵画的な景観が特徴的である。地元住民により除草や水質管理、鯉の寄贈など保全活動が実施されている。地域一帯で環境を守りつつ、観光客を迎え入れる体制が住民主導で行われている。	
高澤観音周辺	高澤観音は高沢山の豊かな緑に囲まれ、鎌倉時代の建立とされる多宝塔や美濃清水といわれる大日山日龍峰寺の荘厳な歴史ある景観を有している。 住民等により、むかし話に出てくる史跡、名所、文化財を巡る歴史ロマンウォーキングの実施や、境内におけるムーンライトコンサート等の活動が活発であり、住民組織により守られている。	
三十三観音塔	上之保地域に集中して造立されている九基の三十三観音塔は全国的にも珍しく、信仰の深さを物語っており、地域の貴重な石碑である。 上之保ふれあいのまちづくり推進委員会において、三十三観音塔を巡るウォーキングイベントが行われる等、地域活動が活発であり、住民組織等により守られている。	

[重点地区に想定される候補地一覧]

地域	No	候補地（案） （主な景観資源）	種 別	考え方		
				①	②	③
関	1	小瀬鵜飼周辺（鵜飼、弥勒寺跡、円空等）	重点地区	●		●
	2	せきてらす周辺 （関鍛冶伝承館、関川の桜、岐阜関刃物会館等）	重点地区	●		●
	3	宗休寺（関善光寺）周辺	重点地区	●	●	
	4	吉田川の桜	重点軸		●	
	5	関川の桜	重点軸	●	●	
	6	吉田沖の田園	重点眺望拠点	●		
	7	関インターチェンジ周辺	重点眺望拠点			●
	8	関広見インターチェンジ周辺	重点眺望拠点			●
	9	関市役所・各支所周辺（花づくり）	重点眺望拠点	●		
	10	百年公園周辺	重点眺望拠点	●		
	11	長良川	重点軸	●		
	12	安桜山	重点眺望拠点	●		
	13	中池	重点眺望拠点	●		
	14	本町	重点地区	●		
	15	並木道	重点軸	●		
	16	新長谷寺（吉田観音）周辺	重点地区	●		
武芸川	17	武芸八幡宮周辺（寺社、大杉、花馬まつり等）	重点地区	●	●	
	18	寺尾ヶ原千本桜公園周辺（桜並木、寺尾猪垣等）	重点地区	●	●	
	19	武儀川	重点軸	●		
—	20	板取川	重点軸	●		
洞戸	21	高賀地区（高賀神水庵～高賀神社）	重点地区	●	●	
	22	高賀山山頂（高賀山 360 度の眺望）	重点眺望拠点	●	●	
板取	23	アジサイロード（国道 256 号線等の沿道）	重点軸		●	
	24	21 世紀の森公園	重点地区	●		
	25	名もなき池（通称：モネの池）	重点地区	●		
	26	川浦溪谷	重点眺望拠点	●		
—	27	津保川	重点軸	●		
武儀	28	清兵衛渕周辺	重点眺望拠点	●	●	
	29	平成こぶし街道	重点軸	●		
	30	高澤観音周辺	重点地区	●	●	
上之保	31	三十三観音塔	重点眺望拠点	●	●	
	32	上之保温泉ほほえみの湯からの眺望 （女夫山、ひがん花等）	重点眺望拠点	●		

※「考え方」は●ページを参照

第3章 良好な景観の形成に関する基本方針

1. 基本理念

良好な景観形成の基本理念

豊かな心を育む 水と緑の交流文化都市の 景観まちづくり

本市は周辺山地を源流とする板取川、津保川、武儀川が長良川に注ぐ合流点です。清流は肥沃な土地をつくり、豊かな土壌や豊かな恵みを与えてくれました。

また古代から地方を治める豪族の拠点として官衙が設置され、東山道と飛驒路の分岐点として繁栄してきました。

古来から人、モノが交流する拠点であった本市は山、川の自然に支えられた種々の景観資源がありますが、その景観の良さを十分に発信できていないところもあります。

時間・時代とともに変わりゆくものは変え、変えてはならぬものは守るという「不易流行」の考えのもとに本市の景観形成に取り組む必要があります。

景観法に基づく関市景観計画を策定し、「水と緑の交流文化都市」の豊かな景観を保全（守る）、整備（育てる）、形成（つくる）の手法によって発信することにより、市民がまちに誇りを持ち、愛着を持つ人が増え、定住する人が増えることで市民の心を豊かにします。また美しく、優れた景観は人の眼中にあって見続けられることで、さらに美しく、優れた景観となります。その景観をみる人が増えることで、地域の活力が高まり、地域の豊かさを広げることになります。景観の保全・形成を通じて「人と地域を豊かにする」ことを目指します。

本市の景観保全形成は「公」と「民」の「公民協働」で進め、実現を図り、「人と地域を豊かに」します。

不易流行とは

「不易流行」は芭蕉の俳諧用語ですが、景観における「不易」とは山や川等の古代から変わらない景観があり、世代を超えて守られ、同じ景観を体験できることです。また、「流行」とは、文明とともに河川に沿って道路や鉄道の景観が加わり、農村の光景が変わる等、時代に沿って変わっていかざるを得ない、時代の流れに調和させる必要があるという考え方です。ものごとには「不易」と「流行」の2つの面があること、その調和がなければ、ことが進まない、進展はないという考え方です。

2. 良好な景観の形成に関する基本目標と基本方針

市全域（景観計画区域）において、関市の景観構造や景観特性を守り、育て、つくるために良好な景観の形成に関する基本目標と基本方針を定めます。

豊かな心を育む
水と緑の交流文化都市の景観まちづくり

目標1 —自然—

清流でつながる水と緑を守ります

- 山から川、田園、集落からまちへ、そしてまた川を経て海へとつながる自然の循環が創り出す景観を守り育てます。
- 山や川、田園において、人と自然とのかかわりを大切にし、良好な景観形成を図ります。



目標2 —歴史・文化—

ときを重ねた歴史・文化景観が活きるまちを育てます

- 市民が誇りとする歴史文化景観を守り、周辺の景観と調和させる地区の魅力や活力を高めていきます。



目標3 —居住—

豊かなくらしの景観をつくります

- 山なみや清流の流れ等の自然景観や、地域の特徴ある景観に調和した道路景観を創出します。
- 田園景観と集落景観を調和させ、鎮守の森が残る景観を守り育てます。
- 工業、商業、農林水産業等の産業景観と自然景観との調和を図ります。
- 刃物のまちを印象づける景観形成を図ります。



目標4 —眺望—

山なみの眺望景観を守ります

- 山や川への自然崇拜や環境共生のこころを映し出す山なみ等の眺望景観を守り育てます。



目標5 —ひと—

みんなで景観を守り育てます

- 景観まちづくりを推進し、わがまちの景観に対する愛着と誇りを醸成します。
- 景観形成を通して地域の魅力や活力を高めます。



3. 景観エリア別の基本方針

市全域（景観計画区域）の景観形成の方針を受けて、市街地、西ウイング及び東ウイングの3つのエリア毎に、自然、歴史・文化、居住、眺望、ひとの5つの景観類型に分け、それぞれの景観形成の方針を設定します。



関市の景観エリア

[市街地エリアの景観形成の方針]

類 型	景観形成の方針	景観づくりの取組みの方向
自然	○市街地の背景となる山なみの保全	・ふどうの森等の山なみ稜線の保全 ・安桜山や御岳山等の低山等の孤立峰の保全 ・ハイキングコース、遊歩道等の保全と整備 ・広葉樹植林等の四季の移ろいを感じる景観の形成 ・カタクリの花等の自然環境の保全
	○長良川、津保川、武儀川等の河川沿いの景観軸の保全と形成	・市民に親しみのある河川空間の保全と形成 ・河川景観に調和する、建築物や屋外広告物の規制誘導 ・緑や花等の緑化の推進 ・関川、吉田川等の桜並木や親水空間の保全
	○吉田沖等の平地に広がる農地やその周辺の農村集落の景観の保全	・優良農地の保全 ・建築物や屋外広告物の規制誘導 ・緑や花等の緑化の推進 ・景観作物の栽培と利用
	○棚田や猪垣等の農村文化を偲ばせる景観の保全	・棚田、猪垣の保全と活用
歴史・文化	○シンボルやランドマークとなる歴史や都市形成史、文化資源の保全と活用	・景観上重要な建築物や道路等の公共施設の指定 ・歴史、文化資源の活用、発信 ・小瀬鶴飼、弥勒寺遺跡群、関鍛冶、武芸八幡宮等の活用 ・関まつり、花馬まつり等の伝統行事の継承
	○地域のシンボルとなる樹木の保全	・古木等の景観上重要な樹木の保全
居住	○周辺の山なみや河川等と調和し、統一感ある住宅地の景観の形成	・周辺景観に調和したまちなみの形成 ・敷地内の緑化により、うるおいや落ち着きのある住環境の形成
	○水や緑、歴史・文化資源を活かした賑わいと活気ある市街地の景観の形成	・中心市街地のにぎわいと活気ある高質化への景観の形成 ・歴史文化資源を活かした景観ネットワークの形成 ・緑化による、ゆとりとうるおいある景観の形成
	○刃物等の産業のまちを象徴する“ものづくり”の産業景観の育成	・ものづくりのまちの生業景観の形成 ・緑化による周辺景観に調和する景観の形成 ・刃物まつり等のイベントによる賑わい創出
	○まちの顔となる玄関口における良好な景観の形成	・インターチェンジ、幹線道路の沿道の屋外広告物の規制誘導 ・緑や花等の緑化の推進
	○市民が憩い、やすらぐ、公園景観の保全と形成	・地域住民による公園の維持管理 ・桜やカタクリ等緑や花等の緑化の推進
	○道路軸となる沿道の四季の移ろいを感じる景観の育成	・緑や花等の緑化の推進
眺望	○良好な眺望ポイントの保全と整備	・安桜山、ふどうの森等の眺望景観の保全 ・眺望ポイントの発掘、整備 ・道路軸、河川軸、鉄道軸からの眺望の保全
ひと	○花づくり等協力・協働による身近な景観まちづくり	・花壇づくり、ごみゼロ運動等の美化活動 ・景観形成助成金交付制度周知 ・関市ポイ捨て等防止条例等の周知と徹底によるマナー向上 ・まちへの愛着を高める景観づくりの情報発信

[西ウイングエリアの景観形成の方針]

類 型	景観形成の方針	景観づくりの取組みの方向
自然	○山林、里山、溪谷等の景勝地の保全	・保安林の指定等による森林保護の推進 ・開発行為への適正な指導 ・ハイキングコース、遊歩道等の保全と整備と活用 ・高賀山、蕪山等の山林、里山の保全 ・川浦溪谷、高賀溪谷等の景勝地の保全 ・広葉樹植林による四季の移ろいを感じる景観の形成
	○板取川の河川沿いの景観軸の保全と形成	・自然環境に配慮した親水空間の保全と形成 ・河川景観に調和する、建築物や屋外広告物の規制誘導 ・多様なレクリエーション活動の空間の整備 ・地場の玉石等の地域の周辺環境と調和した河川整備
	○山あいにつくられた田畑や山際の集落の農村景観の保全	・農地の適正管理 ・景観作物の栽培と利用 ・統一された農村建築デザインによる景観の保全と整備 ・用水路、擁壁等の意匠の統一 ・名もなき池（通称：モネの池）の保全と活用
	○キウイフルーツ等の農産物による四季の移ろいを感じる農村景観の保全	・地域の農産物の活用 ・緑や花等の緑化の推進
歴史・文化	○シンボルやランドマークとなる歴史、文化資源の保全と活用	・景観上重要な建築物の指定 ・暮らし、歴史、文化資源の活用 ・高賀山の山岳信仰による神話や伝説等の活用 ・伝統行事やまつり、イベントの継続、創出
	○地域のシンボルとなる樹木の保全	・株杉等の景観上重要な樹木の保全
居住	○四季の移ろいある公園景観の保全	・地域住民による公園の維持管理 ・緑や花等の緑化の推進
	○アジサイロード等の道路軸となる沿道の四季の移ろいを感じる景観の保全	・アジサイロード整備事業の促進
眺望	○良好な眺望ポイントの保全と整備	・板取川、高賀山等の眺望景観の保全 ・眺望ポイントの発掘、整備 ・道路軸、河川軸からの眺望の保全
ひと	○花づくり等協力・協働による身近な景観まちづくり	・花壇づくり、ごみゼロ運動等の美化活動 ・景観形成助成金交付制度周知 ・関市ポイ捨て等防止条例等の周知と徹底によるマナー向上 ・まちへの愛着を高める景観づくりの情報発信

[東ウイングエリアの景観形成の方針]

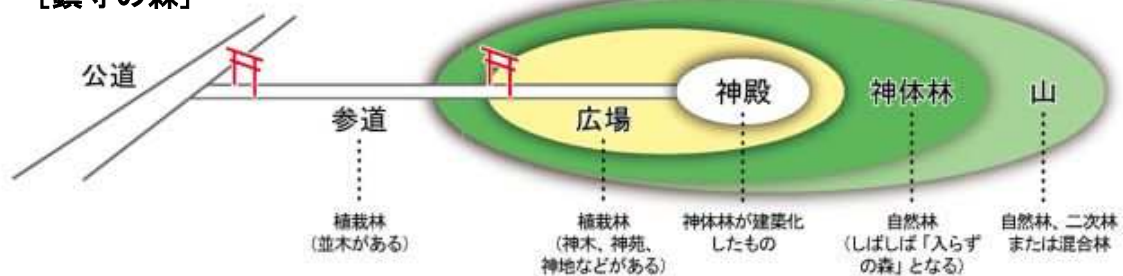
類 型	景観形成の方針	景観づくりの取組みの方向
自然	○森林、里山の保全	・保安林の指定等による森林保護の推進 ・開発行為への適正な指導 ・モデル地区の指定等による景観の整備 ・地域材を利用した森林、里山の管理 ・ハイキングコース、遊歩道等の保全と整備 ・広葉樹植林による四季の移ろいを感じる景観の形成
	○津保川の河川沿いの景観軸の保全と形成	・自然環境に配慮した親水空間の保全と形成 ・河川景観に調和する、建築物や屋外広告物の規制誘導 ・ホテル等の自然環境の保全 ・清兵衛淵やお宮の清水等の親水空間の保全 ・和田野地区ひがな花群生地、桜等の河川軸の四季の移ろいを感じる景観の保全 ・地場の玉石等の地域の周辺環境と調和した河川整備
	○山あいにつくられた田畑や山際の集落の農村景観の保全	・デカ木等の建築物の整備 ・屋外広告物の規制誘導 ・景観作物の栽培と利用 ・用水路、擁壁等の意匠の統一
	○しいたけ、茶、ゆず等の農産物による四季の移ろいを感じる農村景観の保全	・地域の農産物の活用 ・緑や花等の緑化の推進
歴史・文化	○シンボルやランドマークとなる歴史、文化資源の保全と活用	・景観上重要な建築物の指定 ・暮らし、歴史、文化資源の活用 ・高澤観音、八幡神社等の活用 ・伝統行事やまつり、イベントの継続、創出
	○三十三観音塔、道祖神等の石仏の保全	・石仏等の保全と活用
	○地域のシンボルとなる樹木の保全	・古木等の景観上重要な樹木の保全
居住	○潤いある緑の公園景観の保全と形成	・地域住民による公園の維持管理 ・緑や花等の緑化の推進
	○平成こぶし街道等の道路軸となる沿道の四季の移ろいを感じる景観の保全	・緑や花等の緑化の推進
眺望	○良好な眺望ポイントの保全と整備	・津保川、平成山、ほほえみの湯等の眺望景観の保全 ・眺望ポイントの発掘、整備 ・道路軸、河川軸からの眺望の保全
ひと	○花づくり等協力・協働による身近な景観まちづくり	・花壇づくり、ごみゼロ運動等の美化活動 ・景観形成助成金交付制度周知 ・関市ポイ捨て等防止条例等の周知と徹底によるマナー向上 ・まちへの愛着を高める景観づくりの情報発信

「鎮守の森・水の循環」と「山見の聖軸」

わが国には「山」を自然の元とする、自然現象を鎮めるために祈るというような、人の力が及ばないものへの恐れや自然崇拝という考え方があります。山は水を育むところであり、山からの水は川をつくり、むらを潤し、まちへ入りそして海に至ります。海上では湿気を含んだ雲をつくり山へ至り、雨を降らすという水の循環をつくっており、そのしくみへの畏敬が自然崇拝、鎮守の森の形成につながっていると考えられています。水の循環の維持は生態系の維持、生物の多様性の保全につながります。

また、生活空間と日本人を考究する都市計画学者 上田篤氏は、本来、山と川の自然のなかに農山村、そして都市は創られており、都市のなかから山、川がみえる都市であること、そのような眺望景観「周囲の山を望む軸＝山見の聖軸」を持つ都市であることが望ましく、「都市のなかから周囲の山をみる」、「社の上の山を拝む」ことが可能な都市づくりが必要であるという考え方を提唱されています。

【鎮守の森】

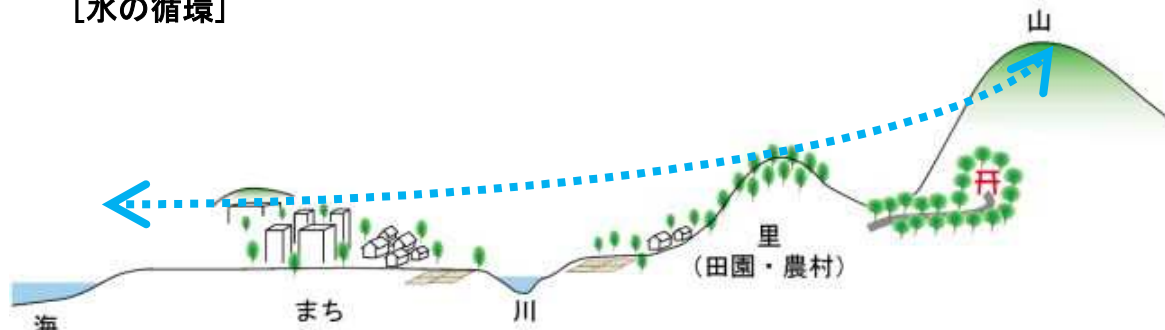


高賀神社



武芸八幡宮

【水の循環】



● 景観計画の体系図



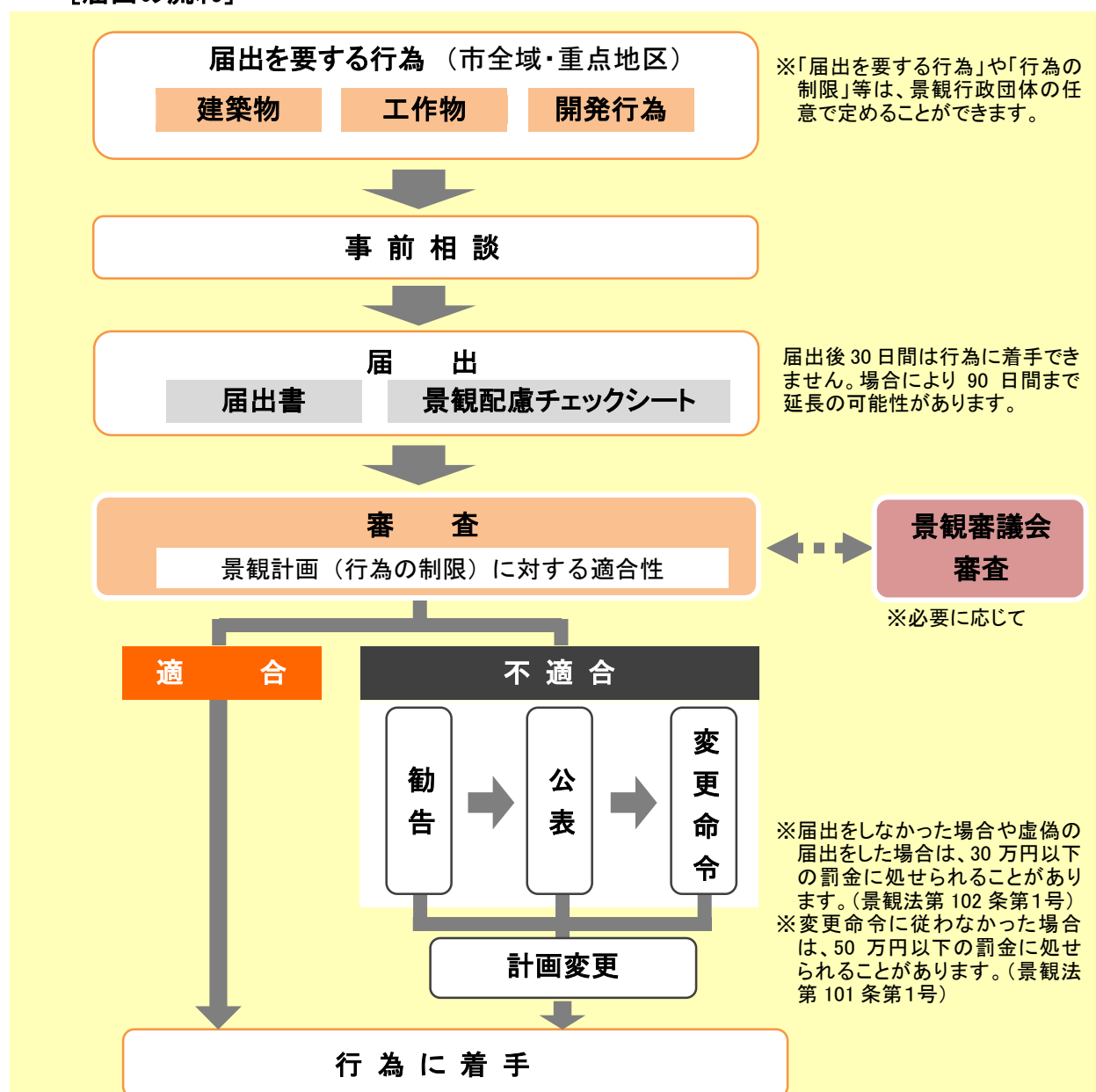
第4章 良好な景観形成のための行為の制限

景観計画の届出・勧告制度に基づき、市全域を対象とした景観計画区域において、緩やかな規制や誘導を図ります。重点地区を指定した場合は、よりきめ細かな基準を設けます。

1. 届出・勧告制度

景観計画区域において規制の手法は、届出、勧告というものです。その届出の流れは次のとおりです。本市では、大規模な行為で地域や周囲の景観に大きく影響を与える可能性がある場合、景観への配慮方法について景観審議会から意見を仰ぐことにしています。届出に関する詳細は、「関市景観計画に基づく行為の届出の手引き」をご参照ください。

【届出の流れ】



2. 市全域の行為の制限

(1) 市全域の行為の制限の考え方

市全域（景観計画区域）においては、基本方針に即して本市の広域的な景観に対しての影響を考慮し、必要となる行為の制限を行います。

したがって、特に大規模な行為を周辺の景観と調和したものに誘導するため、市全域（景観計画区域）においては、次の考え方を基に行為の制限を行います。

- 山なみをながめる眺望景観を阻害する要素があらわれないように、山なみをみる視線の眺望景観を保全します。
- 山なみや河川、田園等の豊かな自然景観と調和した景観形成を図ります。

(2) 市全域の届出対象行為

市全域（景観計画区域）においては、これまでの建築確認、開発行為の届出と同時に確認ができるものについて届出対象行為を定め、景観まちづくりの意識の高揚に応じて見直す等段階的に進めるものとします。

届出対象行為		行為の制限	
		項 目	内 容
建築物	大規模建築物の建築等 延床面積 1,000 ㎡以上 もしくは (関・武芸川地域) 高さ 15m 以上 (その他地域) 高さ 12m 以上	色彩	外壁の色彩は、周辺と調和する色彩に配慮する。
工作物	鉄塔、煙突、広告塔の建設等 (関・武芸川地域) 高さ 15m 以上 (その他地域) 高さ 12m 以上	色彩	周辺と調和する色彩に配慮する。
	太陽光発電設備 ※ 規模 1,000 ㎡以上	配置 緑化 意匠・色彩 維持管理	配置・緑化・意匠・色彩・維持管理に関して配慮する。
開発行為等	開発行為 開発区域 1,000 ㎡以上	緑化	緑地は、原則、敷地の道路沿いに設ける。

※太陽光発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。

(自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。)

(参考) 現行の建築物・工作物の届出等

・ 関市開発指導要綱

・ 建築確認申請

(建築確認の一般工作物)

- 開発区域 1000 m²以上の協議、資材置場、駐車場、運動施設の開発事業
- 建築物、工作物、建築設備

工作物の種類	高さ
煙突	H > 6m
R C造・鉄骨の柱等	H > 15m
広告塔・記念塔等	H > 4m
高架水槽等	H > 8m
擁壁	H > 2m

(3) 市全域（景観計画区域）の行為の制限

本市において景観へ与える影響を考え、緩やかな規制・誘導としては次のとおりとします。

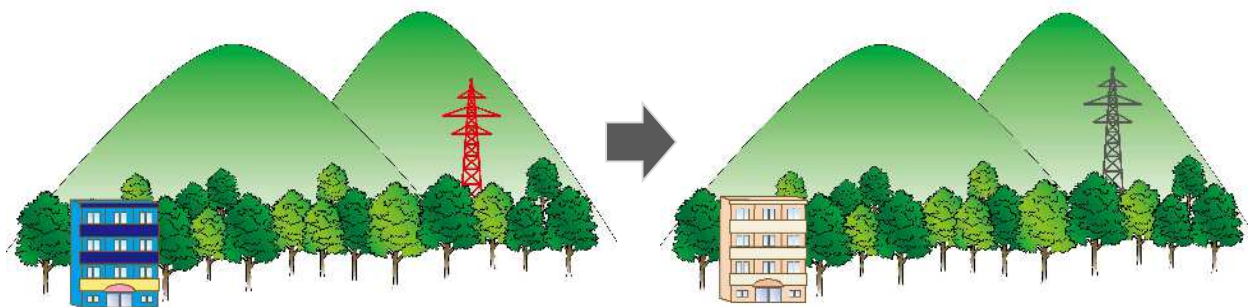
● 大規模建築物、工作物の色彩

建築物等の色彩が景観に与える影響は大きく、周辺の山なみ等の自然景観と大きく異なる色を用いると、周辺から浮き上がって見え、違和感を与えます。

このため、彩度の高い色や、極端に明度の高い色や低い色の使用を避ける等、周辺の景観と極端に異ならない色を使用することが必要です。



彩度の高い色の使用は避け、周辺の建築物等と類似した色彩としている。



市全域における大規模建築物の色彩制限

○大規模建築物の色彩は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とし、外壁の色彩制限は以下のとおりとします。

色相: R(赤系) ~ BG(青緑系) — 彩度: 6 以下

色相: B(青系) ~ RP(赤紫系) — 彩度: 4 以下

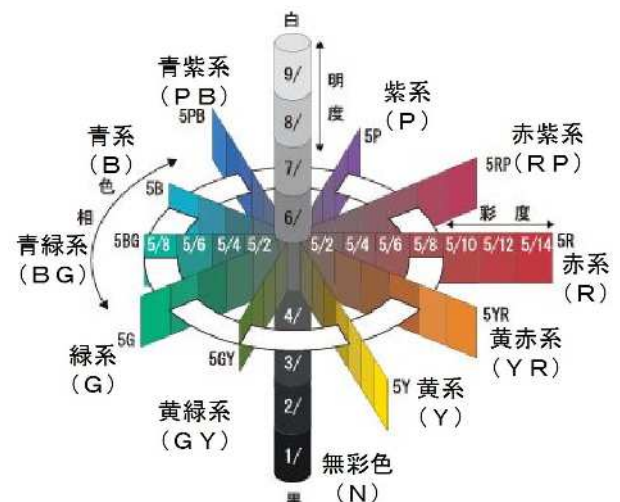
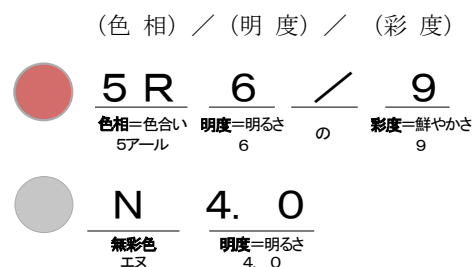
色相: N (無彩色) — 制限なし

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上られている部分の色彩、見付面積の 10%未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、歴史的な由来のある色彩についてはこの限りではないこととします。

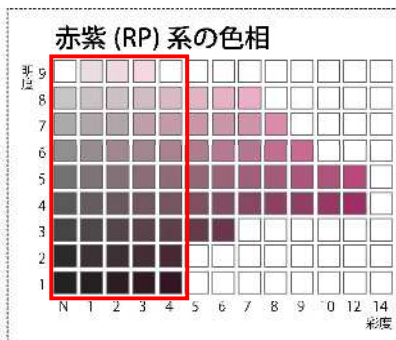
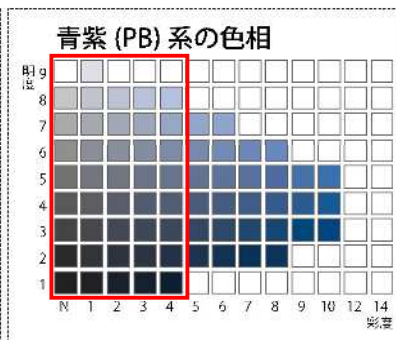
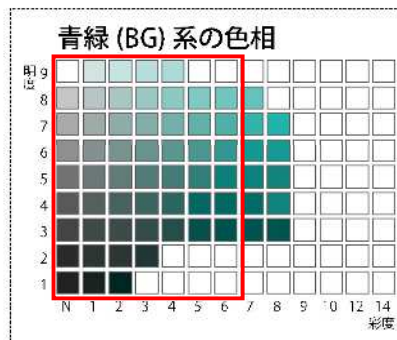
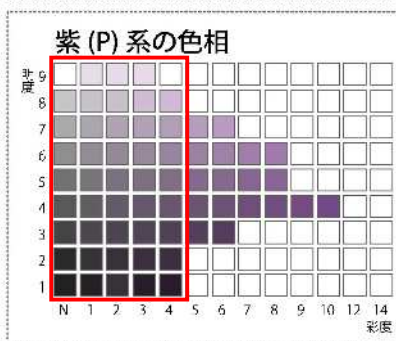
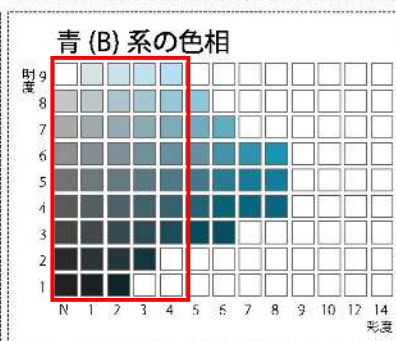
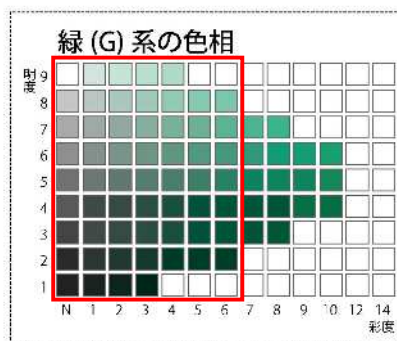
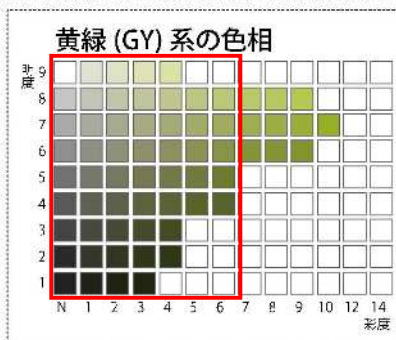
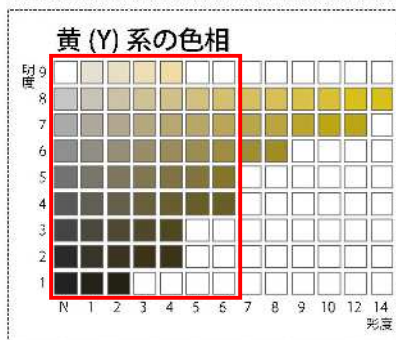
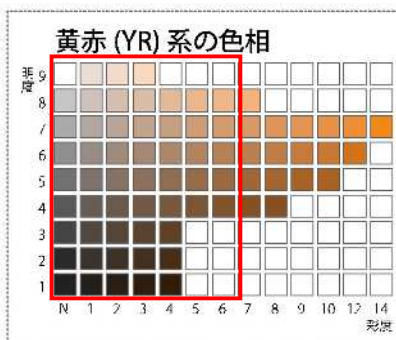
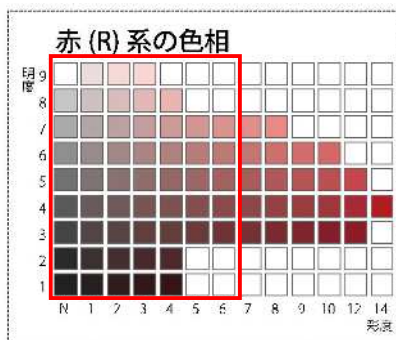
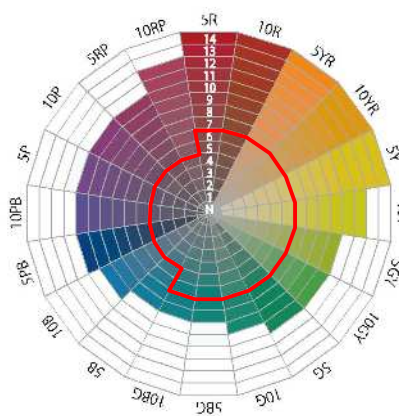
赤系、黄赤系、黄系については外壁色彩として使用されることが多く、また黄緑系、緑系、青緑系は市の色に指定されている「わかくさ色」と同系色であることから緩やかな色彩基準として彩度 6 以下、それ以外の色彩は彩度 4 以下として色彩誘導を図ります。

マンセル値とは

マンセル表色系ではひとつの色彩を色相、明度、彩度という 3 つの要素の組み合わせによって表現しています。



使用する色相	彩 度
R ~ BG (赤系) (青緑系)	6 以下
B ~ RP (青系) (赤紫系)	4 以下
N(無彩色)	制限なし



印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

● 開発行為を行う敷地の緑化

行為地内に樹木等を植栽することで、建築物等の圧迫感を軽減するとともに、景観にゆとりや潤いを創出します。

気候条件や土壌条件を把握し、周辺の環境と調和のとれた樹種を選定することが大切です。

市全域における開発区域内の緑化制限

○緑地は、原則、敷地の道路沿いに設けるものとし、開発区域面積の3%以上とします。



・ 関市開発指導要綱 開発行為に伴う関連公共施設整備基準（抜粋）
（公園、緑地）

第2条 事業者が整備する公園、緑地等の面積の合計は、開発区域面積の3%以上とする。

● 太陽光発電設備

太陽光発電設備に関する具体的な行為の制限事項となる景観形成基準を次のように定めます。

太陽光発電設備に関する行為の制限

項目	景観形成基準
配置	・ 規模や地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする等により、人工物の存在感を軽減する工夫をする。
	・ 山頂や尾根線、丘陵地や高台、傾斜地での設置は避ける。
	・ 敷地外から直接見えないよう、植栽等で目隠しを行う等により、できる限り目立たなくなるような工夫をする。
緑化	・ 敷地内には、緑を適切に配置する。
	・ 樹木の伐採は必要最低限とし、既存樹木等を保全し、伐採により樹木の連続性を失わないように配慮する。
	・ 地域に見合った樹種を選定するとともに、周辺環境や景観を損ねないように配慮する。
意匠 色彩	・ 太陽光パネルの色彩は、原則として、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とする。
	・ 太陽光発電設備は高さを抑え、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	・ 営農型太陽光発電設備については、周囲の農地景観に配慮したものとすること。
維持管理	・ 太陽光発電設備（付帯設備を含む）及び敷地については、管理者を定めた上で、定期的に保守点検を行う等により、適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努める。

3. 重点地区の行為の制限

重点地区を指定した場合の行為の制限については、各地区の景観特性に応じて、市全域の行為の制限よりも、よりきめ細かい内容とする行為の制限を地区毎に設けることができます。行為の制限内容は、地域住民が主体となり市と協議の上決定します。

[想定される重点地区の届出対象行為（例）]

・建築物すべて ・工作物すべて
※ただし、軽易なもの、通常の管理行為、公共の場所から望見できないものは除く

[想定される重点地区の行為の制限（例）]

届出対象行為		行為の制限	
		対 象	内 容
建築物	高さ	○ 建築物	・主要な視点場からの眺望を妨げない高さとする。又は目隠しとなる植樹を行う。 ・周辺の景観と調和した高さとする。
	壁面の位置等	○	・道路に面する建物は道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させ建物を配置する。
	デザイン	○	・こう配屋根とし、山なみと調和を図る。
	色彩	○ 建築物の屋根・外壁	・色彩は、白、黒又は濃い茶色、赤茶を基調とする等、周辺と調和した落ち着いたものとする。
	門・塀	○ 建築物の門・塀	・門・塀は、木や石等の自然素材を使用したものとする。又は周辺と調和した落ち着いた色彩とするか、石積、生垣等の緑化を行う。
工作物	高さ	○ 鉄塔等	・周辺と調和した高さとする。
	デザイン	○	・擁壁、水路のふたは石積、石張り等の自然素材を使用したものとする。
	色彩	○ 道路構造物、鉄塔等	・色彩は、周辺と調和した落ち着いたものとする。
その他	広告物	○	・デザイン、色彩、大きさ等は、周辺と調和したものとする。
	駐車場 又は空き地	○	・駐車場等は、出入り口を除き、塀、柵、生垣等の修景とする。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物とは、景観法に基づき、市全域（景観計画区域）において良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更等により、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように指定するものです。

[指定の要件]

景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、国土交通省令（第6条）で定める基準に適合するものを、景観重要建造物として指定することができます。

国土交通省令第6条で定める基準は以下のとおりです。

景観重要建造物指定の基準（国土交通省令第6条）

- ア) 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- イ) 道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること

景観重要建造物として指定する場合は、あらかじめ、当該建造物の所有者の意見を聞かなければなりません。

[指定の考え方]

文化財保護法における「歴史上又は芸術上価値の高いもの」という価値判断とは異なり、「良好な景観を守るために必要」という価値判断のものについて指定の方針を定めます。

県や市の文化財保護条例に基づき指定するもの、登録文化財のものについては、景観重要建造物に指定することが可能です。

[指定の方針]

市民に親しまれている建造物であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観重要建造物に指定します。

- 関市の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- 地域の活性化、観光振興に活用できる建造物

[主な候補]

上記の指定の方針に基づく本市の景観重要建造物の候補として、国登録文化財、県及び市指定文化財、景観百選の建造物が挙げられます。

区 分	主な候補	地 域
登録有形文化財	長屋清左衛門住宅母屋・長屋門	板取（上ヶ瀬）
	旧瀬瀬家住宅（古民家あいせき）店舗兼主屋、茶室、井戸	関
県指定文化財	高澤観音（大日山日龍峯寺）本堂 等	武儀
市指定文化財	新長谷寺仁王門・鐘楼・経蔵（輪蔵）	関
	春日神社能舞台	関
	宗休寺大仏殿・本堂	関
	常光寺観音堂（附厨子）	関（一ツ山町）
	鵜匠の家屋	関（小瀬）
	武芸八幡宮鐘楼	武芸川
	武芸八幡宮本殿 墓股	武芸川
	薬師堂の石幢	上之保
	白山神社の石鳥居	上之保
	八幡神社燈籠	上之保
	鳥屋市不動堂	上之保
	不動堂の石幢	上之保
	天王神社鳥居	上之保
	明光寺半僧坊・天井絵	上之保
景観百選	関鍛冶伝承館	関
	濃州関所茶屋	関
	刃物会館	関
	暁堂寺	関
	のこぎり屋根	関
	永昌寺（小瀬）	関
	大野神社（上大野）	関
	南宮神社（神野）	関

区 分	主な候補	地 域
景観百選	小屋名の「行者様」(ほこら)	関
	牛舎 (保戸島)	関
	汾陽寺	武芸川
	白山神社 (高野)	武芸川
	永昌寺 (高野)	武芸川
	高賀神社	洞戸
	高賀神水庵	洞戸
	洞戸円空記念館	洞戸
	水無神社 (獅子舞、春の祭礼)	武儀
	高澤観音 (大日山日龍峯寺) の山門	武儀
	上之保生涯学習センター	上之保
	三十三観音塔 (建屋)	上之保 ※三十三観音塔は市指定文化財 (彫刻) に指定されている
	八幡神社	上之保

- ・登録有形文化財 旧瀬瀬家住宅 (古民家あいせき) 店舗兼主屋、茶室、井戸
※令和 7 年 3 月 21 日登録

名称	年代	登録基準	種別	
きゅうこうけつげじゅうたく 古民家 旧瀬瀬家住宅 (古民家あいせき) 店舗兼主屋	明治中期／昭和 16 年・令和 3 年改修	1	建築物	産業 3 次
所在地	関市本町 7 丁目 1 3 他			
概 要	・本町通りに南面して建つ旧酒店の屋敷。現在は関市が所有し、地域拠点として活用している。 ・店舗兼主屋は、二階建て切妻造り平入りで東半の屋根を落棟とする。二階正面側を続き間座敷とし軸部など漆塗で仕上げる。近代の本町の繁栄を伝える町家。			



出典：岐阜県ホームページ

2. 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木とは、景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するものです。

[指定の要件]

景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、国土交通省令（第 11 条、都市計画区域外にあっては国土交通省令・農林水産省令第 1 条）で定める基準に適合するものを、景観重要樹木として指定することができます。

国土交通省令第 11 条で定める基準は以下のとおりです。

景観重要樹木指定の基準（国土交通省令第 11 条）

- ア) 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- イ) 道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること

景観重要樹木として指定する場合は、あらかじめ、当該樹木の所有者の意見を聞かなければなりません。

なお、この指定は文化財保護法の規定による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物の樹木には適用されません。

[指定の考え方]

景観重要建築物と同様、樹齢等に限らず、地域の良好な景観を守るために必要という価値判断のものについて指定の方針を定めます。

県や市の文化財保護条例に基づき指定するものについては、景観重要樹木に指定することにより、保存措置の強化と枯損防止等に積極的に取り組むことが可能です。

[指定の方針]

市民に親しまれている樹木であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観重要樹木に指定します。

- 樹容が景観上優れている樹木
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- 希少性、歴史・文化性、観光性の特徴を有する樹木

<景観重要樹木の指定状況>

■指定番号 第1号

- ・樹 種：スギ（通称：板取カブスギ）
- ・所 在 地：関市板取字奥牧地内（21世紀の森）
- ・指 定 日：令和5年4月1日
- ・選定理由：当該樹木は、樹齢100年以上と推定され、多雪地での冬季伐採により伏条の切株から立条枝が多数みられる特異な形状をしています。これは、地域の風土にあった施業を象徴するものであると言えます。さらに、地域のシンボルとして市民に親しまれており、観光資源として活用が図られています。今回の指定では、特に樹木固有の形状を保ち、生育状況が良好な板取カブスギ5本を指定しました。



「景観重要樹木の活用」の取り組み

令和6年度から森林インストラクター（岐阜県立森林文化アカデミー 川尻 秀樹 特任教授）と行く株杉の森「わくわくハイキングツアー」（主催：株杉の森づくり協議会）が開催されており、関市を代表する観光地の一つである板取蕪山の株杉群生地を市内外の参加者が巡りました。参加者からは、「株杉の素晴らしさをこれからも伝えていきたい」、「また来たいと思います」という声が寄せられ、今後も定期的な開催が期待されています。



岐阜県立森林文化アカデミー 特任教授
 2011年 岐阜県立森林文化アカデミー教授
 2016年 岐阜県立森林文化アカデミー特任教授
 2024年 岐阜県立森林文化アカデミー特任教授
 板取の株杉の森をインストラクターの案内のもとみんなでハイキングしよう。

関市を代表する観光地の一つ、板取蕪山の株杉群生地。
 蕪山の株杉の森をインストラクターの案内のもとみんなでハイキングしよう。

板取 神秘の探求へ
 秋の山麓のカブスギ
 森林インストラクターと行く株杉の森

**わくわく
ハイキングツアー**
 2025 11/30 日
 am10:00~
 小雨決行

場 所 関市板取 21世紀の森 蕪山
 募集人員 先着20名
 参加料 500円
 行 程 受付9:30
 出発10:00 解散12:00
 参加特典 NIVAのクッキーと
 ミネラルウォータープレゼント
 申込方法 電話0581-57-2111

お申込み・お問合せ
 関市場所 板取事務所 株杉の森づくり協議会 事務局
 TEL0581-57-2111 関市板取1643-17

フォローキャンペーン開催中
 名もなき森
 (産物モネの森)
 ポストカード
 プレゼント

[主な候補]

上記の指定の方針に基づく本市の景観重要樹木の候補として、県及び市指定文化財、景観百選の建造物が挙げられます。

区 分	主な候補	地 域
県指定文化財	名無木	関（東本郷）
	武芸八幡神社のスギ	武芸川（八幡）
	八幡神社の社叢	上之保
市指定文化財	永昌寺のイチョウ	関（小瀬）
	宗休寺のサザンカ	関（西日吉町）
	正武寺のサザンカ	関（志津野）
	カゴの木	関（側島）
	松見寺の大杉	関（広見）
	下迫間のシデコブシ自生地	関
	夫婦杉	武芸川（跡部）
	多羅葉	武芸川（小知野）
	日龍峯寺の千本檜	武儀
	百日紅	上之保
	檜の木	上之保
景観百選	アメリカフウの並木道	関
	関川の桜	関
	吉田川の桜（七右エ門桜）	関
	一本木（榎の木）	関
	東光寺の大木	関
	上白金の桜	関
	稲口橋上流の桜	関
	一本杉（神野）	関
	寺尾ヶ原千本桜公園	武芸川
	あおぎりの木	武芸川（武芸小学校）
	アジサイロード	板取
	杉原の大杉	板取
	和田野の桜とひがん花	上之保



関川の桜

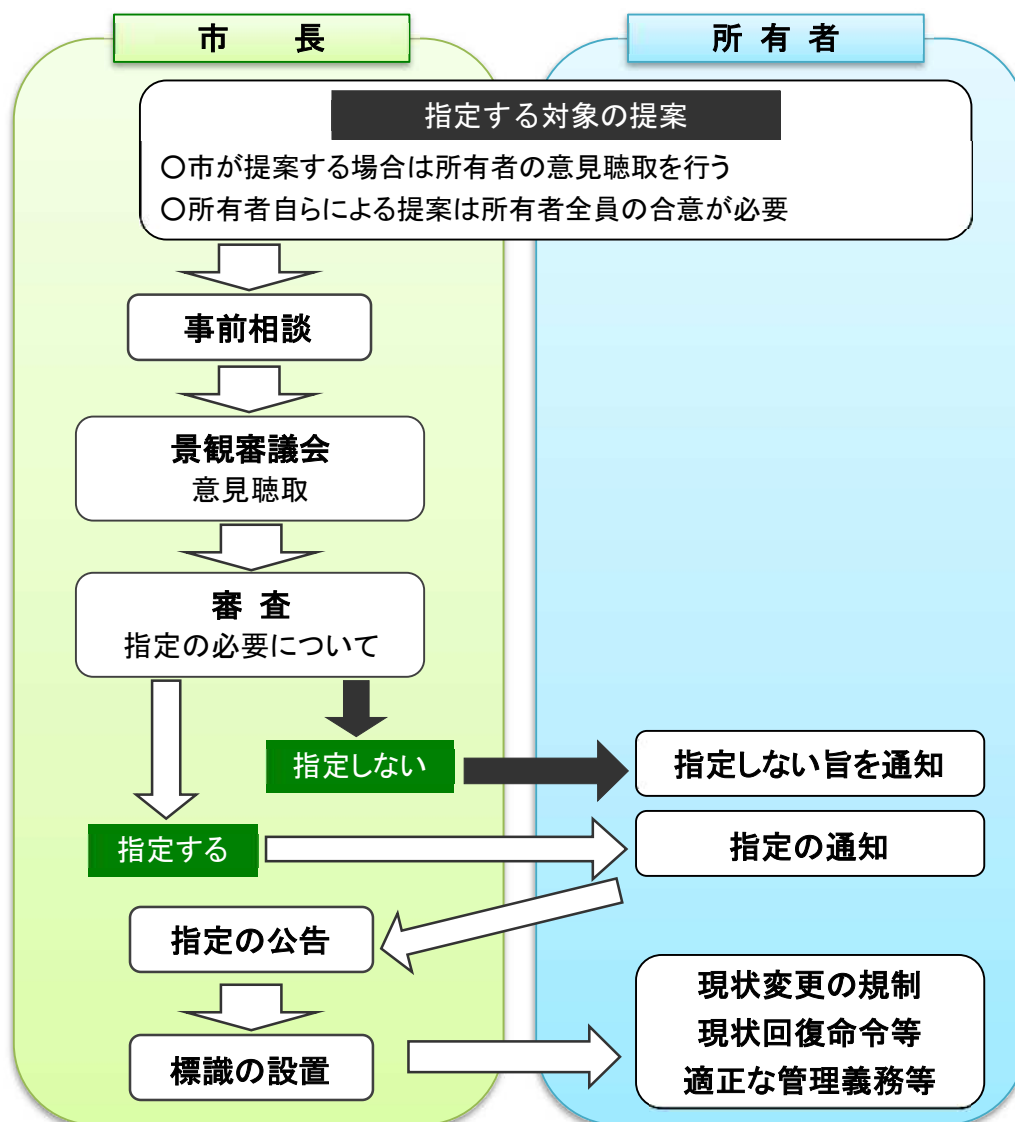


一本木（榎の木）（関）

3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手順

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の手順を以下に示します。

なお、景観重要建造物、景観重要樹木を維持管理していくには、専門的な知識や技能が必要であり、所有者の経済的負担も少なくありません。このため所有者と「管理協定」を締結し、市やNPO、自治会等が管理を代行することが可能です。



[指定のメリット]

所有者は現状変更の制限や管理義務が生じますが、以下のメリットがあります。

○税制面での優遇

建物の外側に規制がかかり容積率が十分に使えない等、規制により使用収益が制限されている分だけ評価額が低くなり、その敷地を含む相続税が適正な水準に評価されます。

○建築基準法の特例

防火等建築物の外観に関する部分について規制が緩和され、改修のしやすさや、斜線制限等既存不適格問題（建築基準法に適合しない）等の課題がある程度解決されます。なお、建築物の内部を自由に利用することは可能なため、生活上必要な内部の改修は問題ありません。

○経費の助成

管理に要する経費の一部に助成を受けることができます。（要綱に基づく）

第6章 屋外広告物に関する基本的な事項

1. 現行の屋外広告物の制限について

現在の本市における屋外広告物の表示・設置等に際しては、「岐阜県屋外広告物条例」に基づく禁止地域や許可地域が指定されており、許可基準の運用が行われています。

景観計画において本事項を定めることで、「関市屋外広告物条例（仮称）」の策定が可能となり、本市の実情に見合った地域の指定や基準の策定、及び運用が可能となります。

〔現行の制限内容（岐阜県屋外広告物条例）〕

禁止地域等	許可地域
[禁止広告物] ・著しく損傷した広告物 ・道路交通安全を阻害する広告物 等 [禁止物件] ・街路樹や電話ボックス ・電柱、街灯柱のはり紙、はり札、広告旗、立看板等 ・道路路面の広告物 等 [禁止地域] ○都市計画法により定められた次の区域 ・第1種・第2種低層住居専用地域：津保川台等 ・風致地区：安桜山、梅竜寺山 ・特別緑地保全地区 ○文化財保護法により指定された区域 ・重要文化財：新長谷寺本堂等、日竜峰寺多宝塔の周囲から50m以内 ・史跡：弥勒寺跡附丸山古窯跡 ・伝統的建造物群保存地区 ○森林法により指定された風致保安林のある地域 ○岐阜県自然環境保全条例により指定された区域：関ホタルの川、内唧洞（板取） ○高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間 ○道路、鉄道、軌道及び索道で知事が指定する区間：県道関記念公園線、市道 6-318、市道幹 1-3、幹 1-34 号線の両側 30m未満の区域 ○道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域 ○都市公園法に規定する都市公園の区域 ○官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館 ○交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして知事が指定する地域 ・上記の他、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する地域又は場所 ※上記の禁止地域は県内に現在指定区域のない項目を除く	[許可地域] ・景観法に規定する景観計画区域 ・道路、鉄道等で知事が指定する区間 ・道路、鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域 ・都市計画法の規定により指定された都市計画区域 [許可基準] ① 共通基準 ・都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないもの 等 ② 個別基準（表示面積や高さ等の一定基準） ・自家広告物、案内用広告物、道標、その他の広告物のそれぞれについて基準 例）自家広告物（許可地域） （野立広告物） ・表示面積 50 m²以下、高さ 15m以下等 （屋上広告物） ・1つの建築物につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ・表示面積 20 m²以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・高さの 2/3 以下 （壁面広告物） ・1個 30 m²以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面の 1/2 以下 （突出広告物） ・1壁面につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ・1個 20 m²以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・歩道上地上から 2.5m以上、車道上 4.7m以上 ・道路上への出幅 1m以下 ※10 m²以下のものは許可申請不要

2. 屋外広告物の制限に関する基本的な事項

先のとおり、岐阜県屋外広告物条例により、屋外広告物の掲出に関して規制されていますが、景観計画に定める景観形成に関する方針、重点地区や行為の制限等を踏まえ、県条例から移譲により「関市屋外広告物条例（仮称）」をつくることが可能です。良好な景観形成のため強化すべき地域について、禁止物件や禁止地域及び許可地域等の対象物件・地域や、許可基準等の基準内容をきめ細かく設定することが可能となります。

〔屋外広告物の制限に関する基本的な考え方〕

本市においては、単なる屋外広告物の規制方策としてではなく、その地域にふさわしい屋外広告物の設置を促すことが必要です。

また、現在、岐阜県屋外広告物条例の許可地域は、指定された道路沿いの一定の区域や都市計画区域内のみの指定となっており、都市計画区域外である洞戸地域、板取地域、武儀地域、上之保地域は一部が指定されている状況です。

市全域を対象とした景観計画区域や重点地区及び行為の制限等の内容を踏まえ、これまでの県条例の規制内容を引き継ぎ、以下の方針にもとづく屋外広告物の制限の内容を検討します。

〔屋外広告物の制限に関する方針〕

○許可地域及び禁止地域に関する方針

- 景観計画区域における景観形成の推進を図るため、屋外広告物の許可地域を景観計画区域である市全域に拡大することを検討します
- 屋外広告物の禁止地域として、景観重要建造物及び景観重要樹木の敷地内の追加を検討します

○許可基準に関する方針

- 特に良好な景観形成を図る必要がある重点地区については、形態・意匠、面積、色彩、高さ等の表示及び設置の制限を検討します
- 景観への影響が大きい屋外広告物の表示及び設置される可能性の高い広域幹線沿道、本市の玄関口となる高速道路のインターチェンジ等では、面積、色彩、高さ等の制限を検討します



[屋外広告物の制限イメージ]

候補地	行為の制限（案）
重点地区	重点地区における広告物に対する行為の制限（前述） 例）形態・意匠、色彩、大きさの統一 
インターチェンジ 周辺 (関、関広見)	本市の玄関口にふさわしい屋外広告物の景観誘導  関広見インターチェンジ 集約化した場合のイメージ 写真：恵那インターチェンジ前

[（仮称）関市屋外広告物条例の制定]

禁止地域等	許可地域
○禁止広告物 ○禁止物件 ○禁止地域	○許可地域 ○許可基準

＋（新たに追加可能）

●重点地区等

各地区の景観形成に応じて屋外広告物の種類や形態・意匠等をきめ細かく設定できます。

見直し可能

- ・禁止地域の追加例）景観重要建造物・樹木周辺を禁止地域へ

見直し可能

- ・市全域が許可地域へ
- ・屋外広告物の景観への影響が大きい地域の基準
- 例）幹線道路インター周辺

第7章 景観重要公共施設に関する基本的な事項

景観重要公共施設は、公共施設の整備を行う際に、施設管理者等に対して、景観計画に即した整備を促すものです。

1. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

道路、河川、都市公園等の公共施設は、本市の良好な景観形成を図る上で重要な要素となっています。良好な景観形成を図るための骨格として景観公共施設の指定を行います。施設の指定の方針においては、指定の要件、景観重要公共施設の整備に関する事項及び要件に該当する施設を定めます。

2. 景観重要公共施設の指定方針

指定は、施設管理者等との協議を進め、整備に関する方針や許可の基準について同意のもとで行います。

【指定の方針】

- 関市の景観を特徴づける拠点となり、市民に親しまれている公共施設
- 良好な景観形成を図るための骨格である重点軸とした道路、河川、及び市民や来訪者に親しみのある公園
- 地域のシンボル形成に重要な役割を果たすために必要となる公共施設

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要河川、景観重要道路及び景観重要公園に指定された公共施設については、それぞれの整備方針をもとに整備を行います。

○ 景観重要河川

【景観重要河川の整備方針】

- 遠景となる山なみや田園、小瀬鵜飼等の愛着ある景観資源に配慮した施設整備を図る。
- 市民や来訪者に親しまれる河川空間の維持管理を図る。
- 四季の移ろいのある景観に配慮した植栽や、周辺景観と調和する舗装等による河川敷等の整備を図る。

○ 景観重要道路

【景観重要道路の整備方針】

- アジサイやこぶし等花のある潤いある沿道景観の形成のため、街路樹や植栽を整備し、その適正な維持管理を図る。
- まちの顔づくりとして、道路から眺めを楽しめる道路空間の形成及び維持管理を図る。
- 刃物のまちの地域特性を活かす等、歩行者の安全性と快適性を重視したデザイン、構造や仕上げとする。

○ 景観重要公園

【景観重要公園の整備方針】

- 桜やアジサイ等四季を通じて人々が親しみ、活用されるように維持管理を図る。
- 施設の色彩や素材は、周辺景観と調和する統一感のあるものとする。

【景観重要河川（案）】

長良川	板取川
津保川	武儀川
関川	吉田川

市街地中心部拡大図



【景観重要公園（案）】

中池公園
百年公園
寺尾ヶ原千本桜公園
21世紀の森公園

【景観重要道路（案）】

アメリカフウの並木道
平成こぶし街道
アジサイロード
けやき通り
中世の街道



第8章 景観まちづくりの促進

1. 重点地区への移行と拡大

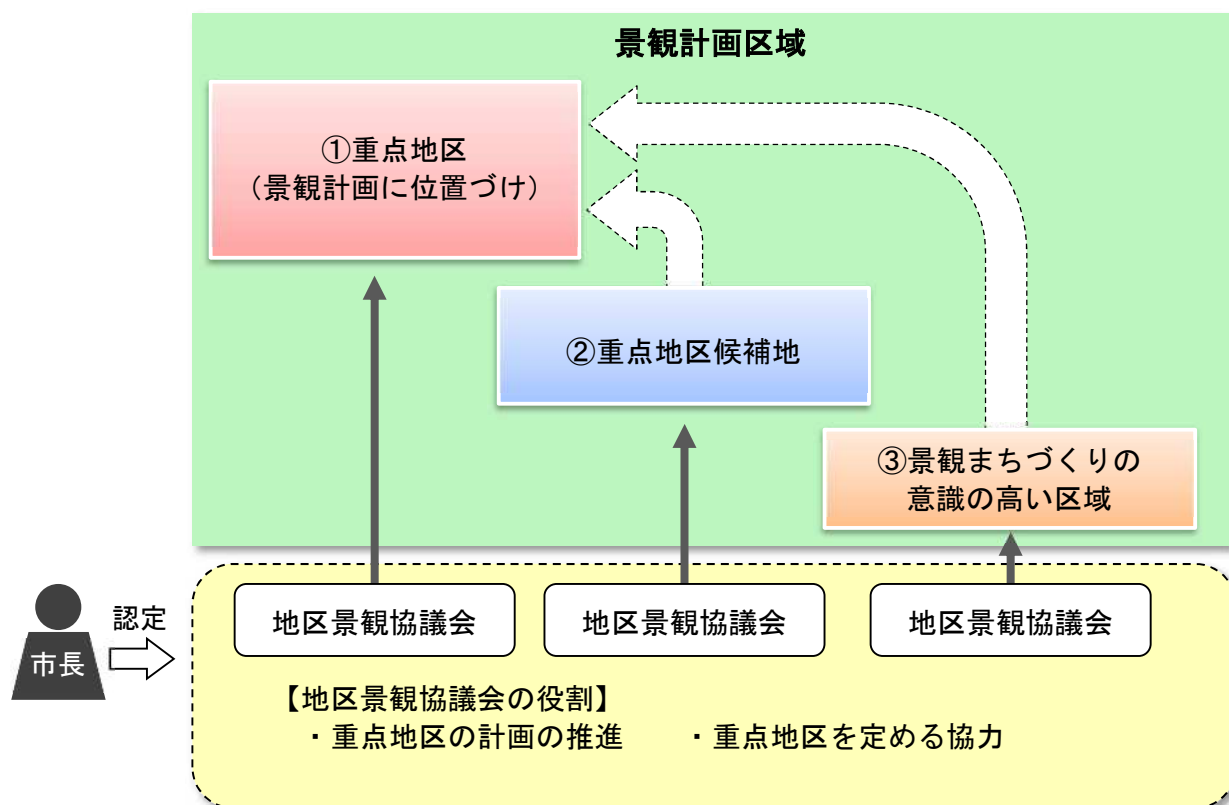
関市には景観資源が豊富にあるため、今後もこれらの資源を活用しながら積極的に重点地区への移行に努めていきます。

重点地区における景観形成の方針や行為の制限等については、地域住民や関係者、事業者、行政との協働により策定するものとします。

(1) 地区景観協議会（仮称）の指定

重点地区の移行・拡大を促進するため、地区内の住民、事業者の皆さまが主体となり、良好な景観形成を目指す「地区景観協議会（仮称）」を設置できるものとします。

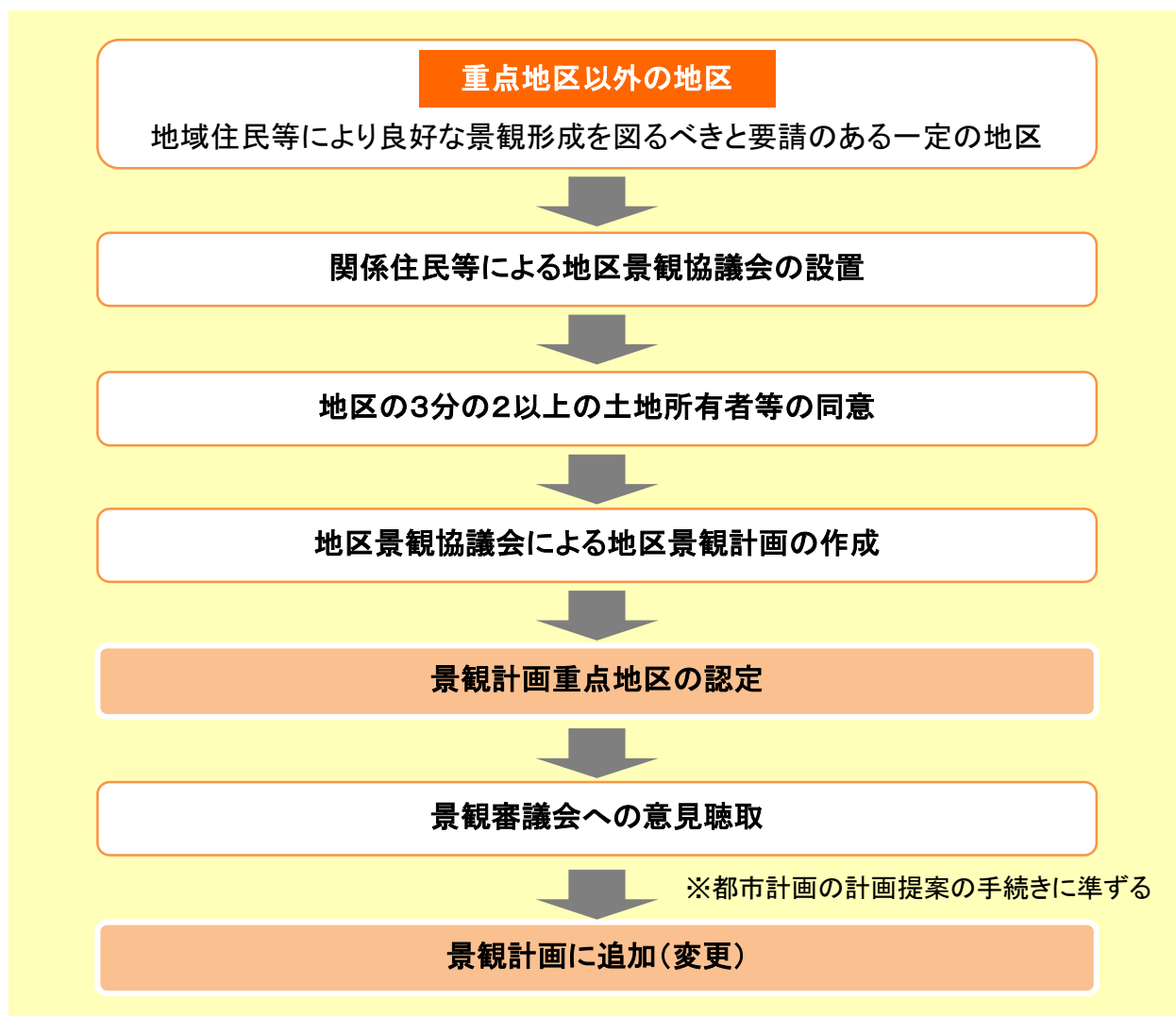
この組織は、今後、重点地区ができた場合にはその計画の推進、これから重点地区を検討していく場合には重点地区に指定するための協力の役割を求め、その受け皿となる組織を市長が認定するものです。また、重点地区候補地以外の地区についても、地区景観協議会が設置できるものとします。



(2) 景観計画重点地区への移行について

重点地区候補地や、地域住民等により景観まちづくりを行う地区については、景観計画重点地区へ移行する仕組みを条例に設けます。

地区景観協議会の設置を推奨し、土地所有者の3分の2以上の同意（法第11条第3項の住民等による計画提案を参照）、景観審議会への意見聴取、都市計画の手続きを経て、景観計画に重点地区の追加（変更）ができる仕組みとします。



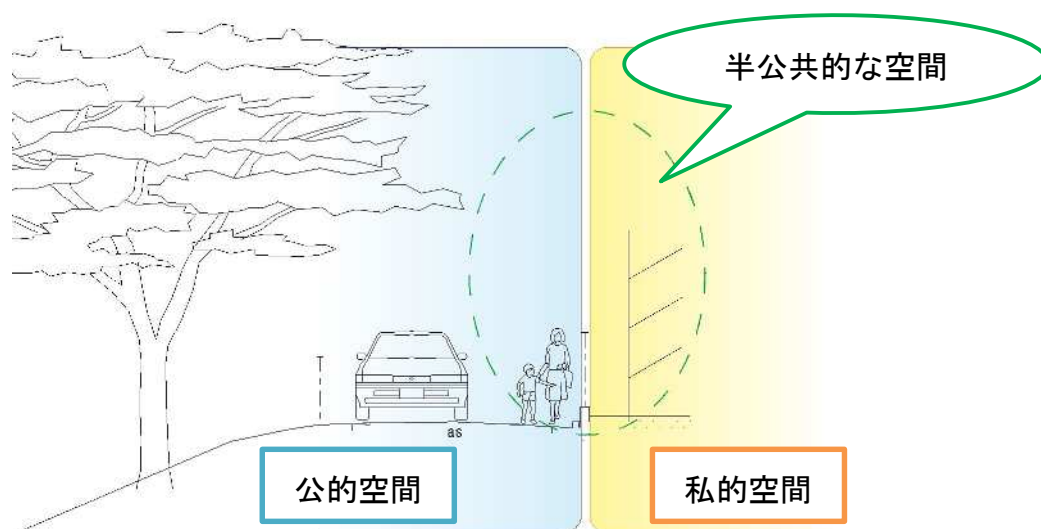
2. 景観まちづくり

景観形成は、保全（守る）、整備（育てる）、形成（つくる）という手法が用いられ、その主体が重要視されます。なぜなら、景観形成は公共だけで成しうるものではなく、その資源の多くは民間のものだからです。

また、私たちを取り巻く環境は、住宅等の「私的空間」と道路や河川等の「公的空間」から成り立っています。しかし、私的空間の外観は、目にみえるながめの一部として、「公共性」を持ち合わせており、景観の面からは、半公共的な空間と捉えることができます。

したがって、景観形成には民間の力が不可欠であり、公民協働で成しうるものと言えます。

景観まちづくりは、市民や事業者と行政がともに公民協働で取り組むものと認識し、その協働体制をつくることが良好な景観を守り、育て、つくっていくことの第一歩となります。



〔景観形成の対象となる空間〕

〔景観と所有者との関係〕

景観資源		所有者又は管理者
自然系	山	多くは民間
	川	公共
	田 園	民間
居住系	道 路	公共
	公 園	公共
	家 屋	民間

「まちづくりと景観の取組み」の紹介

●まち歩きワークショップ

- ・まち歩きを通じて関のまちを知り、残したい景色に出会うワークショップや古写真で巡る関の今昔ガイドツアーなどを開催し、新たなまちの発見や地元への興味関心につながりました。



●刃物のまち関と鍛冶の700年企画展

- ・関鍛冶と関のまちの結びつきを紐解きながら、関のまちの700年の歴史をさかのぼる企画展を令和5年度から3年間の連続企画として開催しました。関まちの起源や由来から町の変遷をさかのぼるなど、産業・文化と都市形成、まちの景観など幅広い視点で歴史を探りました。また、絵図や地形から見てきた、現在のまちに残る「歴史的景観」を巡るまち歩きイベントも同時開催しました。



「まちづくりと景観の取組み」の紹介

●まちなか歴史トークショー

- ・令和6年度に実施した本町ネクストストリートチャレンジにおいて、市街地中心部の歴史や日常風景を地域の方に語っていただく歴史トークショーを開催しました。昭和から変わらず残っているまちの風景や変化した風景など、当時の写真を見ながら懐かしむ参加者の姿が見られました。



3. 市民・事業者による自主的な景観まちづくり促進への支援

関市景観計画を実行性のあるものとするため、また将来の関市の景観形成に関する方向性、また地域住民や事業者の参画の仕組みを創りあげていくため、地域住民・事業者の自主的な景観まちづくりの取り組みに支援や助成を行います。

① 表彰・助成等

良好な景観形成を推進する活動を行う個人や団体に対して支援を行い、景観意識の高揚を図ります。また、技術的な支援や助成を行うことができる仕組みを設けます。

【支援・助成の対象】

- ・ 個人や団体の活動に対しての表彰
- ・ 地区景観協議会の活動
- ・ 景観重要建造物・樹木の保存
- ・ 景観アドバイザーの派遣・技術的な援助 等

② 景観審議会の設置

景観形成に関する基本的な事項や重要な事項の調査・審議、景観計画の策定・変更する場合の意見聴取等、第3者機関として景観審議会を設置することが可能です。

本市は都市計画区域でない地域を有しており、地域の実情も様々であることから、地域に即した措置を図るため、関市景観審議会を設置し、審議します。

関 市 景 観 計 画（改定案）

平成27年3月策定

令和8年●月改定

資 料 編

資料 1	上位関連計画等.....	1
資料 2	関市の景観百選.....	7
資料 3	用語の定義.....	27

資料 1 上位関連計画等

① 上位計画

■関市第5次総合計画（平成30年4月）

本市におけるまちづくりの上位計画である「関市第5次総合計画」では、まちづくりの基本理念及び将来像を次のように定めています。

関市の将来都市像

「産業」を鍛え、「学び」を伸ばし、「文化」を磨き、未来を切り拓く「協働」のまち

～# Smart SEKlism～

鵜飼や刀をはじめとする歴史的・文化的に特徴ある資源や美しい自然など、本市の持つ資源の保存や活用を通して、市民の郷土愛を深め、本市に住むことが自慢となる「まちの誇り」を醸成し、「まちの魅力」を発信します。

■関市都市計画マスタープラン（令和3年3月）

関地域、武芸川地域の都市地域の「関市都市計画マスタープラン」では、将来都市像及びまちづくりの基本目標を次のように定めています。

将来都市像

にぎわい・つながりのある豊かさ巡るまち

まちづくりの基本目標

- (1) 集約型都市構造の形成による持続可能なまちづくり
- (2) 本市の特徴を活かした活力あるまちづくり
- (3) 成熟社会に対応した都市機能の適正な配置・誘導と効率的なまちづくり
- (4) 地域資源の保全と活用による魅力あるまちづくり
 - ①豊かな自然環境と貴重な地域資源の保全
 - ・無秩序な開発を抑制するとともに、豊かな自然環境や貴重な生物、歴史資源などの将来に引き継ぐべき地域資源の保全を図ります。
 - ②地域固有の歴史文化等の個性を活かした地域の魅力の向上
 - ・各地域の歴史や文化、自然環境等の様々な地域資源を活用した空間形成やにぎわいの創出など、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進します。
- (5) 誰もが安心・快適に暮らせるまちづくり
- (6) 市民と行政の協働によるまちづくり

■関市立地適正化計画（平成 29 年 3 月、令和 6 年 3 月改定）

立地適正化計画は、人口減少と少子高齢化が進むなかでも関市が存続していくことができるよう、計画的・継続的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

＜将来都市像＞にぎわい・つながりのある 歩いて楽しいまち



■過疎地域持続的発展計画（令和 3 年 4 月）

過疎地域（洞戸、板取、武儀及び上之保地域）を対象にし、岐阜県過疎地域持続的発展方針に基づく「地域の持続」（交通体系・生活環境の整備、生活サービスの確保・充実）及び「地域の発展」（人材の育成・確保、産業の振興）の実現を目指しています。

■第二期 関市環境基本計画（令和 5 年 3 月）

本市では令和 4 年 2 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、環境基本計画に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

■関市文化振興計画（平成 29 年 3 月）

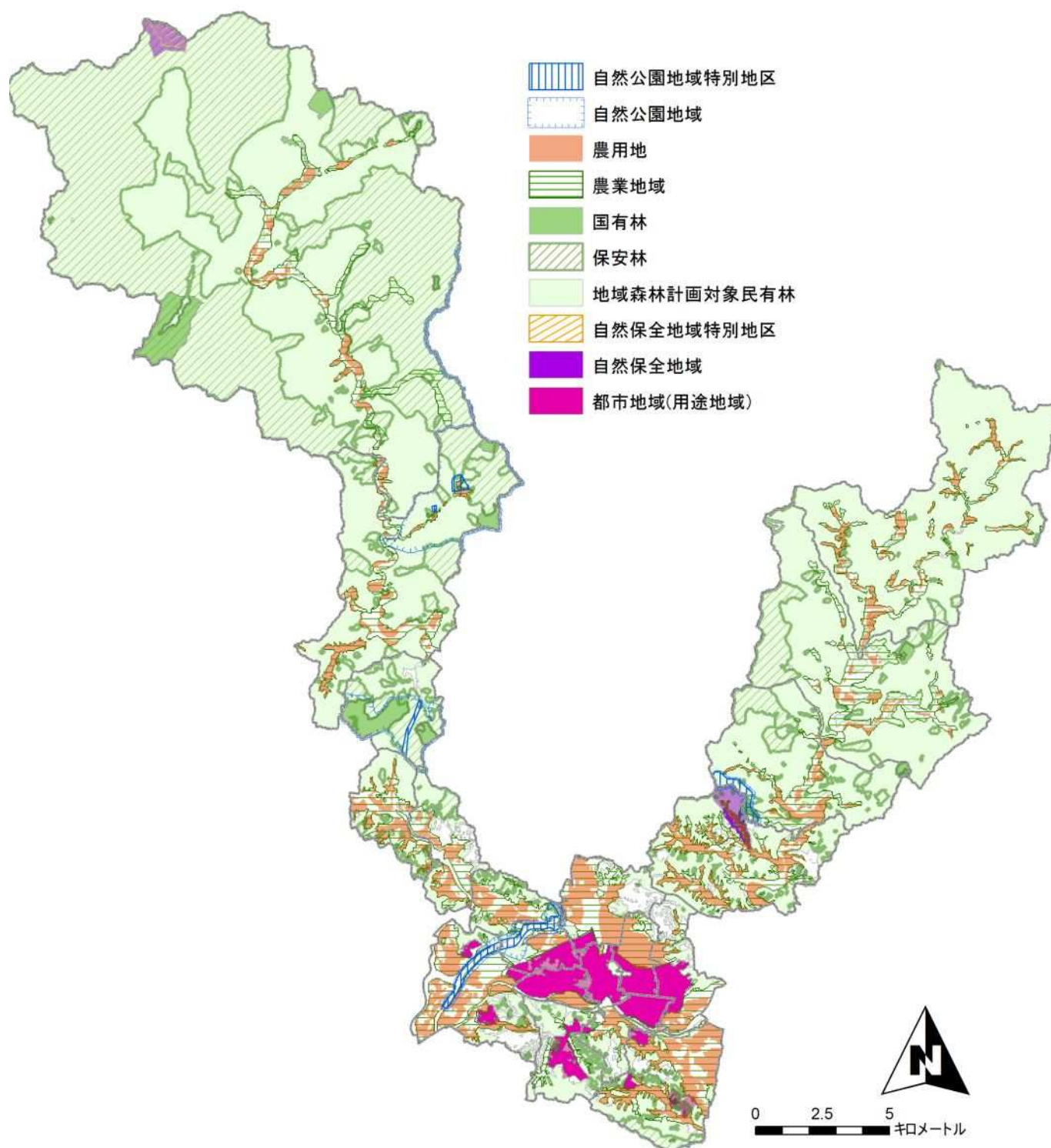
関市の芸術文化の振興を契機として、市民の豊かな心と志を育むとともに、郷土への誇りを高めることを目的に、本市が目指すべき芸術文化の振興の基本理念や施策の方向性を明らかにして、市民が主体となり、行政と連携した芸術文化活動に取り組みを推進しています。

■第 2 期関市観光振興戦略（令和 6 年 3 月）

本市の観光振興戦略のコンセプト「まち・ひとの魅力を観光に 観光をまち・ひとの力に・刀都 関の魅力を世界に」を示すとともに、その実現に向けた具体的な施策を示す戦略を定めています。

② 現行の法令規制

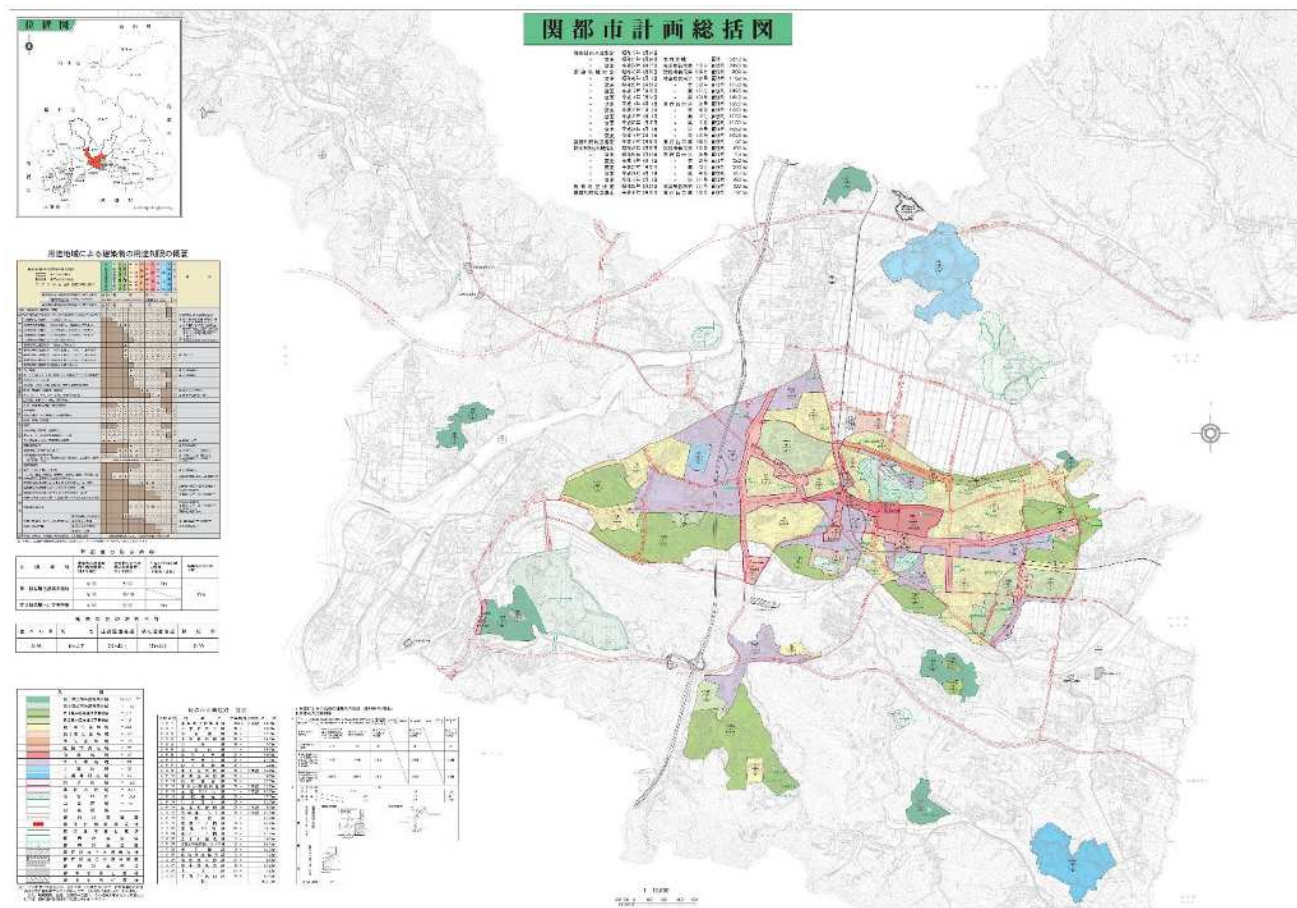
本市においては下記のような土地利用に関する法令が定められており、景観形成にあたっては、これらの土地利用に関する法令や計画等と連携させることが重要です。



出典：国土数値情報（平成 23 年度データ）国土交通省

[土地利用等の法令規制]

関地域、武芸川地域は都市計画区域であり、洞戸地域、板取地域、武儀地域、上之保地域は都市計画区域外となっています。



出典：都市計画総括図 関市

〔都市計画（用途地域）〕

③ 本市の指定文化財

本市において、国、岐阜県及び本市により指定又は登録され、保護が図られている文化財は次の通りです。

国指定 18、県指定 24、市指定 170、国登録 6 の計 218 の指定・登録文化財があります。

【指定文化財】

指定・登録区分 文化財種別		国指定	県指定	市指定	国登録	合 計
有形文化財	建造物	9	2	18	6	35
	その他	6	15	123	0	144
無形文化財		1	0	2	0	3
民俗文化財	有 形	0	1	2	0	3
	無 形	1	1	7	0	9
史 跡		1	1	9	0	11
天然記念物		0	4	9	0	13
合 計		18	24	170	6	218

資料：関市文化課 令和 7 年現在

資料２ 関市の景観百選

市民が選んだ景観資源を景観百選として次頁以降に示します。その景観百選を次のように分類すると、自然型景観が 56 箇所と最も多く、次いで居住型景観が 40 箇所となっています。

〔景観 100 選の分類〕

類型	定義	小類型	小計	計
自然型	山なみ、溪谷、河川など、関市の地形や気候のなかから自然に生成されてきたもの	山地	8	51
		溪谷	2	
		河川	14	
		樹木	11	
		田園	16	
歴史型	寺社、史跡など、長い歴史のなかで醸成されてきたもので形成時期が把握できるもの		27	27
居住型	人の暮らしのなかから人工的に形成されたもの	道路	7	37
		橋梁	3	
		公園	7	
		建造物	16	
		集落地	1	
		市街地	3	
文化型	風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業の伝統的な祭りや伝統芸能など、人の文化的活動によって形成されたもの	行事まつり	14	14
眺望型	視対象を視点場から眺望したとき視覚で捉えられるもの	眺望	11	11
合 計				140

〔選定の方法〕

市民からの意見のあった景観資源

- ・景観アンケート結果の「関市を代表する景観、誇りに思う景観」、「あなたが好きな景観」
- ・景観写真募集の応募
- ・審議会委員の意見
- ・「ちいきのたからもの調査」（市内小学校）

[景観百選の一覧]

NO 1. 板取川

景観の分類：自然型



NO 2. 武儀川

景観の分類：自然型



NO 3. 津保川

景観の分類：自然型



NO 4. 長良川

景観の分類：自然型



NO 5. 長良川と津保川の合流点

景観の分類：自然型



NO 6. 国道 248 号

景観の分類：居住型



NO 7. 県道 281 号（けやき通り）

景観の分類：居住型



NO 8. アメリカフウの並木道

景観の分類：居住型



NO 9. 長良川鉄道

景観の分類：居住型



NO 10. 小瀬鵜飼

景観の分類：自然型



NO 11. 鵜匠の家屋

景観の分類：文化型



NO 12. 関まつり

景観の分類：文化型



NO 13. 円空入定塚

景観の分類：歴史型



NO 14. 弥勒寺跡

景観の分類：歴史型



NO 15. 迫間不動尊（ふどうの森）

景観の分類：歴史型



NO 16. 春日神社・宴能

景観の分類：文化型



NO 17. 関鍛冶伝承館

景観の分類：居住型



NO 18. 濃州関所茶屋

景観の分類：居住型



NO 19. 関鍛冶（古式日本刀鍛錬）

景観の分類：文化型



NO 20. 宗休寺（関善光寺）

景観の分類：歴史型



NO 21. 新長谷寺（吉田観音）

景観の分類：歴史型



NO 22. 名無木

景観の分類：自然型



NO 23. 百年公園

景観の分類：居住型



NO 24. 関川（関川の桜）

景観の分類：自然型



NO 25. 吉田川の桜（七右エ門桜）

景観の分類：自然型



NO 26. 中池公園

景観の分類：居住型



NO 27. 吉田沖

景観の分類：自然型



NO 28. のぞみヶ丘

景観の分類：居住型



NO 29. 安桜山

景観の分類：自然型



NO 30. 本町通り

景観の分類：居住型



NO 31. 大門町通り

景観の分類：居住型



NO 32. 一本木（榎の木）

景観の分類：自然型



NO 33. 市役所（市役所周辺）

景観の分類：居住型



NO 34. 各務用水取水口

景観の分類：自然型



NO 35. ふる里農園美の関からの眺望

景観の分類：眺望型



NO 36. 関南アルプス

景観の分類：自然型



NO 37. 稲口橋

景観の分類：居住型



NO 38. 岐阜関刃物会館

景観の分類：居住型



NO 39. 関市民花火大会

景観の分類：文化型



NO 40. 鮎ノ瀬大橋

景観の分類：居住型



NO 41. 出初式（稲口の河原）

景観の分類：文化型



NO 42. 東光寺の大木（一ツ山）

景観の分類：自然型



NO 43. 上白金の桜

景観の分類：自然型



NO 44. 稲口橋上流の桜

景観の分類：自然型



NO 45. 津保川桜橋周辺の田園

景観の分類：自然型



NO 46. 富岡小学校周辺の田園

景観の分類：自然型



NO 47. 広見周辺の田園

景観の分類：自然型



NO 48. 暁堂寺（肥田瀬）

景観の分類：歴史型



NO 49. のこぎり屋根

景観の分類：居住型



NO 50. 天王池（黒屋）

景観の分類：自然型



NO 51. 永昌寺（小瀬）

景観の分類：歴史型



NO 52. 松尾山

景観の分類：自然型



NO 53. 本城山（西神野）

景観の分類：自然型



NO 54. 一本杉（神野）

景観の分類：自然型



NO 55. 大野神社（上大野）

景観の分類：歴史型



NO 56. 南宮神社（神野）

景観の分類：歴史型



NO 57. 小屋名の「行者様」(ほくら)

景観の分類：歴史型



NO 58. 長良川の渡し船 (保戸島)

景観の分類：歴史型



NO 59. 牛舎 (保戸島)

景観の分類：自然型



NO 60. へび坂 (津保川台団地)

景観の分類：居住型



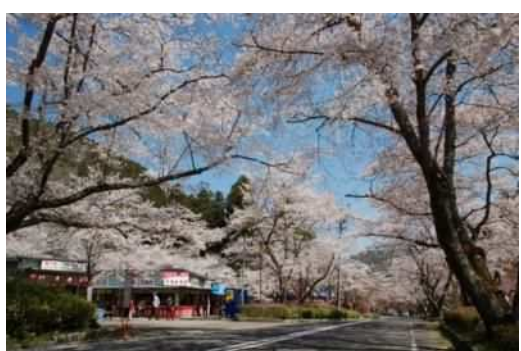
NO 61. 蓮華寺 首塚 (植野)

景観の分類：歴史型



NO 62. 寺尾ヶ原千本桜公園

景観の分類：居住型



NO 63. 武芸八幡宮

景観の分類：歴史型



NO 64. 花馬まつり・武芸八幡神楽

景観の分類：文化型



NO 65. 武芸川ふるさと夏まつり

景観の分類：文化型



NO 66. 保木山のカタクリ（武芸川）

景観の分類：自然型



NO 67. 猪垣（武芸川）

景観の分類：自然型



NO 68. 汾陽寺（武芸川）

景観の分類：歴史型



NO 69. 道の駅 むげ川

景観の分類：居住型



NO 70. 谷口水辺公園（武芸川）

景観の分類：居住型



NO 71. あおぎりの木（武芸小学校のシンボルツリー）

景観の分類：自然型



NO 72. 武芸川スポーツ公園

景観の分類：居住型



NO 73. 白山神社（武芸川）

景観の分類：歴史型



NO 74. 永昌寺（武芸川）

景観の分類：歴史型



NO 75. 高賀山（洞戸）

景観の分類：自然型



NO 76. 高賀山山頂

景観の分類：眺望型



NO 77. 高賀神社

景観の分類：歴史型



NO 78. 高賀神水庵

景観の分類：居住型



NO 79. 高賀溪谷

景観の分類：自然型



NO 80. 洞戸円空記念館

景観の分類：居住型



NO 81. 洞戸の山なみ・集落

景観の分類：居住型



NO 82. 縄文橋（洞戸）

景観の分類：居住型



NO 83. ラステンほらど

景観の分類：居住型



NO 84. 岩門の滝（洞戸）

景観の分類：自然型



NO 85. アジサイロード

景観の分類：居住型



NO 86. 21 世紀の森公園（板取）

景観の分類：居住型



NO 87. 株杉（板取）

景観の分類：自然型



NO 88. 川浦溪谷（板取）

景観の分類：自然型



NO 89. 板取川温泉バーディハウス

景観の分類：居住型



NO 90. 白水の滝（板取）

景観の分類：自然型



NO 91. 杉原の大杉（板取）

景観の分類：自然型



NO 92. えごま栽培（板取）

景観の分類：自然型



NO 93. 高澤観音（大日山日龍峰寺）

景観の分類：歴史型



NO 94. 高澤観音（大日山日龍峰寺）の多宝塔

景観の分類：歴史型



NO 95. 高澤観音（大日山日龍峰寺）の山門

景観の分類：歴史型



NO 96. 平成こぶし街道（関金山線（県道58号））

景観の分類：居住型



NO 97. 清兵衛淵（下之保）

景観の分類：自然型



NO 98. 平成山（下之保）

景観の分類：自然型



NO 99. 道の駅 平成

景観の分類：居住型



NO 100. 水無神社（獅子舞、春の祭礼）
（富之保）

景観の分類：歴史型



NO 101. 上之保生涯学習センター

景観の分類：居住型



NO 102. 上之保温泉ほほえみの湯からの
眺望

景観の分類：眺望型



NO 103. 三十三観音塔（上之保）

景観の分類：歴史型



NO 104. お茶畑と石垣（上之保）

景観の分類：自然型



NO 105. 八幡神社（上之保）

景観の分類：歴史型



NO 106. 和田野の桜とひがん花（上之保）

景観の分類：自然型



NO 107. 提灯祭り（通元寺）（洞戸）

景観の分類：文化型



NO 108. 元重翁記念碑（西日吉）（関）

景観の分類：歴史型



NO 109. 中濃厚生病院からの田園（関）

景観の分類：自然型



NO 110. 安桜山からの眺望（関）

景観の分類：眺望型



NO 111. 関広見 IC ふれあい遊歩道からの眺望(関)

景観の分類：眺望型



NO 112. 安桜公園のイチョウの木(関)

景観の分類：自然型



NO 113. 桜台からの眺望(関)

景観の分類：眺望型



NO 114. 寝床の会(関)

景観の分類：文化型



NO 115. 江尻稻荷大明神 (武芸川)

景観の分類：歴史型



NO 116. 広見の朝焼け(関)

景観の分類：眺望型



NO 117. 古民家あいせき (本町) (関)

景観の分類：居住型



NO 118. テラスカワサキ (稲口) (関)

景観の分類：居住型



NO 119. ひまわり畑（小瀬）（関）

景観の分類：自然型



NO 120. 名もなき池（通称：モネの池）（板取）

景観の分類：自然型



NO 121. 山王山（関）

景観の分類：自然型



NO 122. 惟然市（本町）（関）

景観の分類：文化型



NO 123. 入船（太平町）（関）

景観の分類：居住型



NO 124. 市場イチバン夜市（若草通）（関）

景観の分類：文化型



NO 125. 鮎の瀬グラウンド（小瀬）（関）

景観の分類：居住型



NO 126. 稲の朝露（小瀬）（関）

景観の分類：自然型



NO 127. 中之保の田園(武儀)

景観の分類：自然型



NO 128. 石上神社（中之保）（武儀）

景観の分類：歴史型



NO 129. 一柳城跡（富之保）（武儀）

景観の分類：歴史型



NO 130. 本町バル（本町）（関）

景観の分類：文化型



NO 131. 山王山からの眺望(関)

景観の分類：眺望型



NO 132. 千疋大橋からの眺望(関)

景観の分類：眺望型



NO 133. コスモス畑（東田原）（関）

景観の分類：自然型



NO 134. カカシ（下之保）（武儀）

景観の分類：自然型



NO 135. 乙女滝に向かう山道（下之保）（武儀）

景観の分類：自然型



NO 136. 菊花展（関市文化祭）（桜本町）（関）

景観の分類：文化型



NO 137. 鮎の瀬グラウンドからの朝日（小瀬）（関）

景観の分類：眺望型



NO 138. 小屋名各務用水沿いの桜並木（関）

景観の分類：自然型



NO 139. 本町チャレンジ BASE(関)

景観の分類：居住型



NO 140. 道の駅むげ川からの眺望（武芸川）

景観の分類：眺望型



資料 3 用語の定義

あ行・・

屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類したものです。（屋外広告物法第 2 条）

か行・・

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。（都市計画法第 4 条）

景観行政団体

景観計画の策定や景観計画に伴う措置等景観法全般の行政を担う地方公共団体です。指定都市の区域では各指定都市が中核都市（人口 30 万人以上の都市で地方自治法により中核として指定されたもの）の区域では各中核都市が、それ以外は基本的に都道府県が景観行政団体になります。ただし、指定都市、中核都市以外でも景観行政を担うことについて都道府県知事と協議してその同意を得た場合は景観行政団体になることができます。（景観法第 7 条）

景観計画

景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことをいい、次の事項を定めることになっています。（景観法第 8 条）

- (1) 景観計画の区域
- (2) 景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- (5) その他、選択事項として屋外広告物、景観重要公共施設、景観農業振興地域整備計画等に関する事項等を定めることができます。

景観重要建造物

景観計画に定められた方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観形成に重要な建造物です。（景観法第 19 条）

景観重要公共施設

道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係わる公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観形成に重要なものとして定められたものです。（景観法第 8 条）

景観重要樹木

景観計画に定められた方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観形成に重要な樹木です。（景観法第 28 条）

景観協定

景観計画区域内の一団の土地所有者及び借地権者全員（借地権の目的となっている土地所有者は除く）の合意の基に締結される当該土地の区域における良好な景観形成に関する協定です。（景観法第 81 条から 91 条）

景観農業振興地域整備計画

農業振興地域内にあるものについて農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要があると認める場合に、市町村が作成する計画です。（景観法第 55 条）

景観法

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本法的な部分、景観地区の指定等、行為の制限に関する部分、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めた部分で構成されています。

建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの、これに附属する門もしくは塀、観覧のための工作物、又は地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものです。（建築基準法第 2 条）

建築等

建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更を建築等としています。（景観法第 16 条第 1 項）

建設等

工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更を建設等としています。（景観法第 16 条第 1 項）

工作物

建築物の外、橋梁、トンネル、煙突、広告塔、擁壁など土地に定着する人工的な建造物です。建築物と対比して建築物以外をいう場合もあります。

さ行・・

彩度

色の「鮮やかさ」を示したものです。無彩色を彩度 0 とし、色の鮮やかさが増す毎に 1, 2, 3 … と大きくなります。純色ほど彩度が高く、色が混ざり合うことにより彩度が低くなり、色相によって彩度の上限が異なります。

修景

景観に調和するよう、建築物やその他の工作物の外観を建築、改修することです。

色相

色の系統のことをいい、赤（R）・黄（Y）・緑（G）・青（B）・紫（P）の 5 つの基本色相と黄赤（YR）・黄緑（GY）・青緑（BG）・青紫（BP）・赤紫（RP）の 5 つの中間色相があり、各色相に 0～10 の目盛りが付けられています。

ま行・・

明度

色の「明るさ（明暗）」を示したものです。光を完全に吸収する理想的な黒が明度 0、光を完全に反射する理想的な白を 10 として、その間の明るさの段階を感覚的に等間隔になるように分割しています。

ら行・・

ランドマーク

特定の地域の景観を特徴付ける目印となるものです。